

名古屋大学キャンパス・ ユニバーサルデザイン・ガイドライン 2015

Nagoya University
Campus Universal Design Guideline 2015

CUD

2015

発行 | 国立大学法人 名古屋大学

企画・編集 | 施設・環境計画推進室 工学部施設整備推進室 障害学生支援室 男女共同参画室
国際教育交流センター 総務部職員課 財務部財務課 教育推進部学生支援課 施設管理部

 名古屋大学
NAGOYA UNIVERSITY



東山キャンパス (2012.2 撮影)

巻頭言

名古屋大学では平成 22 年度から平成 28 年度の中期目標・中期計画において、自律的な学習と生活を支援する環境を充実させるために、支援を必要とする学生へのサポートを充実させること、また、国際化に関する目標として外国人留学生の比率を 10%以上に増やすこと、男女共同参画の推進を図ることなどを謳っています。この度、発刊する「名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドライン 2015」はそれらを実現するための指針を示すものです。

私たちを取り巻く社会では、これまではどちらかというとバリアフリーの概念で環境整備が成されてきましたが、名古屋大学ではバリアフリーの視点をさらに拡大し、ユニバーサルデザインという広い視点で取り組んでいこうとしています。地域や社会との連携を強め、多様な来訪者を迎えようとするこれからのキャンパスがどうあるべきでしょうか。障がいを持つ学生及び教職員、外国人留学生、女性教職員への目配り・気配りを行う仕組みを整え、運営費交付金が下がり続ける厳しい財政状況の中、あるべきキャンパスの姿に近づけるよう本ガイドラインを実行に移していくことが求められます。

ところで、男女共同参画の推進に関して、本学は、平成 27 年 5 月、国連ウィメン（UN Women）の HeForShe キャンペーンパイロット事業「IMPACT10 × 10 × 10」に「世界の 10 大学」として選出されました。この事業は女性の地位向上に男性の協力・参加を呼び掛ける運動「HeForShe」キャンペーンの一環として行われ、世界の政府機関、高等教育機関、企業からそれぞれ 10 人のリーダー（団体）が選定されるものです。これまで本学が進めてきた男女共同参画を推進する様々な施策のうち、本ガイドラインは仕事と育児・介護・家庭との両立によりキャリア継続を可能とする施策を実施するための環境整備としても位置付けられ、今回の選出はこうした取り組みへの評価も含まれています。

創立 100 周年を迎える 2039 年（平成 51 年）を見据え、世界最高水準の教育研究環境を実現するため、本ガイドラインを指針としてキャンパス整備を進める所存です。

財務・施設整備担当理事 兼副総長 木村彰吾



はじめに

名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの発行に際して

現在、キャンパス整備は「名古屋大学キャンパスマスタープラン 2010」を指針として実施されていますが、同プランではユニバーサルデザインの導入が求められています。ユニバーサルデザインは、従来のバリアフリーの枠を超えて提唱されつつある概念ですが、近年、グローバル化に伴う外国人留学生数の拡大のほか、平成 28 年 4 月に施行される障害者差別解消法への対応、男女共同参画の推進など社会的変化への対応が求められています。また、キャンパスマスタープラン 2010 は改訂時期でもあり、これまで十分とは言えなかったユニバーサルデザインの視点からキャンパス整備を推進していくために、今年度、各分野の専門的な知見からユニバーサルデザインの整備・運用について検討してきました。検討ワーキングでは、障がいをもつ学生、外国人教員、外国人留学生、健常学生とのワークショップや、ユニバーサルデザインの専門家を迎えたシンポジウムを開催するなど、通常のワーキングの他に複数回にわたる意見交換や議論を行ってきた取り組みを、「名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドライン」として取りまとめています。

CONTENTS

巻頭言	2
はじめに 名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの発行に際して	3
目次	4

第1章 名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの理念 6

1.1 背景 大学キャンパスにおけるユニバーサルデザインの意義	6
1.2 目標 名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザインの推進	8
1.3 ユニバーサルデザイン・ワーキンググループの設置と検討の経緯	8
1.4 名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの構成	8

コラム1 ユーザーを限定せず、ユーザーの立場にたったデザイン（工学部施設整備推進室 太幡英亮）	10
---	----

コラム2 UDにおける利用者の個別性の問題（障害学生支援室 佐藤剛介）	12
-------------------------------------	----

第2章 キャンパスの現状と課題 14

2.1 多様な構成員から見た現状と課題	14
2.1.1 視覚障がい者の視点	14
2.1.2 聴覚障がい者の視点	15
2.1.3 病弱・虚弱、内部障がい者の視点	16
2.1.4 肢体不自由者の視点	17
2.1.5 外国人留学生等の視点	18
2.1.6 男女共同参画の視点	19

コラム3 障がい者に関する法律の変化と課題（障害学生支援室 佐藤剛介）	21
-------------------------------------	----

コラム4 ウェブサイトによる子育て関連情報の発信（男女共同参画室 榊原千鶴）	26
--	----

2.2 管理者から見たキャンパスの現状と課題	28
2.2.1 東山キャンパスの現状	28
2.2.2 現状調査	30
2.2.3 財源の現状	36
2.2.4 利用者参画の必要性	38

コラム5 子育てと仕事の両立をサポートする空間（工学部施設整備推進室 太幡英亮）	39
--	----

コラム6 施設管理部 website（施設管理部 新美雅則）	40
--------------------------------	----

第3章 これからの施設整備	41
3.1 施設整備の指針	41
3.1.1 施設整備の流れとユニバーサルデザイン・レビュー	41
3.1.2 部位別の標準仕様	42
3.1.3 多様な構成員に対する特に配慮する事項	44
3.1.4 屋外環境に対する特に配慮すべき事項	46
3.1.5 サインに対する特に配慮すべき事項	48
コラム7 人々の不適切な利用や二次的に生じるバリア（障害学生支援室 佐藤剛介）	50
コラム8 地域連携（工学部施設整備推進室 太幡英亮）	52
3.2 マネジメントの指針	53
3.2.1 PDCA（Plan-Do-Check-Act）の必要性	53
3.2.2 既存施設改善整備の優先順位	54
3.2.3 財源確保と中長期保全計画との関係	56
3.2.4 利用者の参画とUD会議	57
コラム9 障がいのある学生と関わって（障害学生支援室 瀬戸今日子）	60
コラム10 三者三様のUD（施設管理部 加藤麻記子）	62
第4章 まとめ	63
4.1 将来に向けた課題	63
コラム11 キャンパスサインの在り方や大学におけるサイン計画の可能性（施設管理部 加藤麻記子）	64
コラム12 デンマークにおける非バリアフリーな環境と気配り（施設・環境計画推進室 脇坂圭一）	66
おわりに 今後のキャンパス整備に向けて	67
他大学の事例調査	68
参考図書	70

第1章

名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの理念

1.1

背景 | 大学キャンパスにおけるユニバーサルデザインの意義

(1) 大学キャンパスにおける構成員・来訪者の多様化

大学に求められる最大の役割が教育研究機能であることは言うまでもないが、今日、大学にはそれをさらに強化・促進するために、イノベーション創出、グローバル化、サステナビリティの実現が掲げられている。こうした機能を促進する主体として、近年、本学でもスーパーグローバル化とそれに伴う外国人留学生の拡大、企業・行政との連携の促進、地域住民の来訪の増加、女性教職員の増加、障がいのある学生・教職員の増加などといったように、構成員・来訪者の多様化が見られるようになってきた。

(2) キャンパスマスタープランに基づく施設整備のヒエラルキー

上記の変化に対応しながら、大学キャンパスとしての環境整備を推し進める指針として、本学ではキャンパスマスタープラン（以下、CMP という。）（図-1-1）が提示されている。CMP は本学が掲げる学術憲章を上位規定としながら、90年代以降、5年に一回の改訂が加えられてきた。2010年度（平成22年）に策定されたCMP2010が、現在改定の時期を迎えている。

ユニバーサルデザイン（Universal Design）（以下、UD という。）に関連して、本学ではCMP2010に謳われているキャンパス整備の一環と

して「名古屋大学キャンパスサインマニュアル2012（図-1-2）を策定してきた。サインは、来訪者の移動を誘導するための情報を提示する媒体として重要な視覚的要素である「名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドライン（以下、UD ガイドラインとする。）」もサインマニュアルと同様にCMP2010で謳われているUDに関するキャンパス整備の方針を具体的に示すものとして位置付けられる。

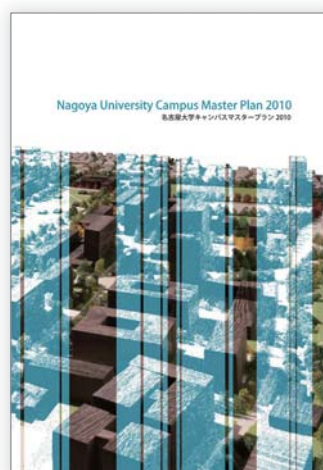


図-1-1 名古屋大学キャンパスマスタープラン 2010



図-1-2 名古屋大学キャンパスサインマニュアル 2012

(3) バリアフリーから UD, そしてキャンパス UD へ

物理的なバリアを除去する「バリアフリー」の整備を行ってきた従来の手法では、ステークホルダーの違いによっては、かえってバリアになることがある。バリアフリーは 1950 年代に米国で障がい者に対する段差解消の意味で用いられてきたが、関連する意味合いを持つ用語として、1950 年代にデンマークで全ての市民のニーズを基本にする概念として「ノーマライゼーション」、1990 年代に英国で誰にでも使える包括的（インクルーシブ）な概念として「インクルーシブデザイン」がある。そして、1980 年代に米国のロン・メイス（ノースカロライナ州立大学センターフォアアクセシブルハウジング所長）によって提唱された老若男女、障がいの有無にかかわらず誰にでもよりよいものを例示し、人々の意識を変えようとする概念として「UD」が提唱された。こうして進化を遂げてきた UD であるが、外国人留学生数の拡大のほか、平成 28 年 4 月に施行される障害者差別解消法、男女共同参画社会の推進など社会の変化に対応する必要性から大学キャンパスとしての「キャンパス UD」が要請されるに至った。

(4) 社会の実験場としてのキャンパス

平成 20 年に札幌で G8 大学サミットが開催され、「札幌サステイナビリティ宣言」が採択された。同宣言には、大学が持続可能な社会実現のための原動力になる責務を持つという決意が盛り込まれ、また、大学キャンパス自体が持続可能な社会の実験場となることが謳われた。まだバリアフ

リーの域を脱していないとの指摘もある UD であるが、実際の社会においては仕組みの整備やコストの問題、トレードオフの問題をはじめ多くの課題が山積しているのが現状である。そこで、大学キャンパスという多様な構成員が集う小さな社会を UD 導入実践の場として、社会還元できるモデルの構築を試みる。

1.2

目標 | 名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザインの推進

名古屋大学の構成員および来訪者にとって、安心して移動や利用ができる「名古屋大学キャンパスUD」を推進するための仕組みづくりが本ガイドラインの目標である。UDガイドラインは、従来の概念では対応が困難であった諸処の課題を解決し、大学キャンパスUD導入実践の場としながら、多様な構成員・来訪者が安心して移動でき、それぞれの活動を推進できる環境整備に関して、UDの観点から具体的な指針を示すことを目的とする。

ただし、すべての整備を一度に実施することは現実的に困難であるため、計画的な整備手法の提示が必要となる。また、物理的な整備にとどまらない仕組みづくりとして、利用者の参画に基づいた整備も従来、不足していた手法である。

1.3

ユニバーサルデザイン・ワーキンググループの設置と検討の経緯

CMPにおいて、UDの導入が求められており、施設管理部においても平成25年度にUDの基本計画書を策定した。

東山キャンパスは、名古屋市東部（丘陵地）の東山丘陵に位置しており、敷地の高低差がある。特に、四谷通り東側の高低差が著しく、キャンパス内の移動に制限が生じている。また、キャンパス内には多数の建物があり、建物によっては多数の利用者もあり、建物特性が異なっている。

このため、UDの推進にあたっては、屋外環境や建物の特性に応じた検討が必要となっている。

一方、厳しい予算状況の中、すべての建物もしくは屋外環境を一度に整備することは困難であるため、対象者や対象範囲など検討し優先的に整備すべきものを決めるなど計画的な整備が必要となっている。

そこで、施設のハード的な制約と仕組みなどソフト的な実情を再度整理し、専門的な知見からUDの整備方法を検討の上、先のUDの基本計画書を更新し、UDガイドラインとして作成する。

1.4

名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの構成

UDガイドラインは、東山キャンパスをはじめとする鶴舞（病院を除く）、大幸キャンパスの利用者、支援者、部局管理者、施設担当者を対象としている。本ガイドラインは、全体として4章構成とし、巻末には、事例調査報告、参考図書を挙げる。

1章：UDガイドラインの理念

2章：キャンパスの現状と課題

3章：キャンパスUDの整備指針・計画

4章：将来に向けた展望

巻末：事例調査報告、参考図書



図-1-3 鶴舞キャンパス（上部）および大幸キャンパス（下部）

ユーザーを限定せず、ユーザーの立場にたったデザイン

工学部施設整備推進室 太幡英亮

ロン・メイスらが提唱したUDは、障がい者、健常者といった区分なく、誰にとっても使いやすいデザインを目指した理念で、その「7つの原則」を以下に紹介します。

1. 公平な利用 Equitable Use・・・デザインはさまざまな能力をもった人々にとって役に立ち、市場性がある。
2. 利用における柔軟性 Flexibility in Use・・・デザインは個人的な好みや能力の広い範囲に適用される。
3. 単純で直感的な利用 Simple and Intuitive Use・・・ユーザーの経験、知識、言語能力、あるいはその時の集中力のレベルに関係なくデザインの利用が理解しやすい。
4. 認知できる情報 Perceptible Information・・・デザインは周辺状況やユーザーの感覚能力と関係なく、ユーザーに対して必要な情報を効果的に伝達する。
5. 失敗に対する寛大さ Tolerance for Error・・・デザインは危険や予期せぬ、あるいは意図せぬ行動のもたらす不利な結果を最小限にする。
6. 少ない身体的な努力 Low Physical Effort・・・デザインは効率的に心地よく、最小限の疲れの状態で行われる。
7. 接近や利用のための大きさと空間 Size and Space for Approach and Use・・・適切なサイズと空間が、ユーザーの体格や姿勢もしくは移動能力と関係なく、近づいたり、手が届いたり、利用したりするのに十分に提供さ

れている。

ここではUDに加えて、D・A・ノーマンが、著書「誰のためのデザイン」にて心理学や認知科学の観点から提示した、ユーザー中心のデザインのための「7つの原則」について紹介しておきます。

1. 外界にある知識と頭の中にある知識の両者を利用する。
2. 作業の構造を単純化する。
3. 対象を目に見える様にして、実行のへだたりと評価のへだたりに橋をかける。
4. 対応づけを正しくする。
5. 自然の制約や人工的な制約などの制約の力を活用する。
6. エラーに備えたデザインをする。
7. 以上のすべてがうまくいかないときには標準化する。

簡単に言うと、「ユーザーが何をしたらよいか分かる様にしておく事」「何が起きているのかをユーザーに分かる様にしておく事」であり、例えば、ドアに付けられたやや低い位置にある横長の扁平な取手は「押す」という情報を備えたデザイン（逆に言うと引きにくいデザイン）、やや高い位置に付けられた縦長の丸い棒は「引く」という情報を備えたデザイン（逆に言うと押しにくいデザイン）と言えます。しかしながら、「引くべきか」「押すべきか」分からないドアノブのデザインや、どう水を出すか分からない水栓ハンドルのデザイ

ンなど、社会には不親切なデザインがあふれています。結果的に、どう扱えばよいかを書いた紙を、壁やガラスにベタベタと貼り付ける事になってしまいます。「直感的に」どう扱えばよいかを、「文字情報」ではなく、フォルムやレイアウトといった「デザイン」で伝える事は、国や文化を超えた人類共通のUDという理念に通じます。実際に皆さんの日常にも、ドアの開閉にもたついた経験や、どのスイッチを押せばどの照明がつくか分からないことによるイライラした経験があるのではないのでしょうか。これらの問題の多くは、ユーザーの視点に立った配慮の行き届いたデザインによって、解決出来ることも多いはずです。

名古屋大学内にも、こうした課題を抱えたデザインがあふれています。例えば、メインエントランス（図-1）の出入口は自動ドアが理想で、開き戸とする場合も、「押」のシールは最終手段としたいところです。「押す」という操作のみ求める場合には、手が引っかかる隙間をなくす「制約のデザイン」が有効でした。また、LEDの埋め込まれた照明スイッチ（図-2）は点灯時に緑色に光る事で「何が起きているのか分かる」デザインとして優れています。しかし、スイッチプレート右上の黒板灯のスイッチは、ホワイトボード（黒板）の方向（左側）にレイアウトされるべきでした。文字に頼らないデザインは、視覚障がい者にも優しいデザインとなります。



図-1 メインエントランス



図-2 照明スイッチ

UDにおける利用者の個別性の問題

障害学生支援室 佐藤剛介

はじめに、図-1をご覧ください。これは東京都にある公園です。下には大きな幹線道路があり、上の丘陵地へ上がるためにスロープが設置されています。きっと上からの見晴らしは素晴らしいのですが、上がるのも一苦労でしょう。自転車を押して上がる、まして車いす利用者が上がる場合だとどうになってしまうのでしょうか。多くの人々が上の公園を利用したいと思っているのなら、だれにとってもユーザビリティが高いスロープや公園であるべきでしょう。

では、図-2、図-3はどうでしょうか。図-2は、多くの人々に利用されている通路なのですが、車いすの方にも使えるように昇降機が設置されています。「この通路を皆と同様に使えるように」という配慮で設置されたのですが、いくつか問題があります。その一つは、昇降機を使うと他の利用者が通り難いことです。車いすの方が使うと、他の「多くの」人々が使い難くなってしまいますのでは車いすの方も堂々と昇降機が使えないでしょう。もう一つの問題は、この昇降機の操作盤の位置です。図-2ではわかりませんが、操作スイッチは、この昇降機のレールの裏側（図-2の右側）にあり、昇降機を動かすためには車いすで裏に回ったり表に回ったりしないとならないのです。この階段を上るために、周囲の迷惑になる可能性を避け、かつ少々煩雑な操作をしなければなりません。

次に図-3をご覧ください。日常あまり気にかけてご覧になられていないと思いますが、実はよく見かける光景です。建物の入り口であることを教え

てくれる点字ブロックと靴底の雨水や汚れを落としてくれるマットが見えます。点字ブロックは視覚障がいの方には大変重要なものですし、玄関マットは建物を利用する皆にとって役立ちます。ところが、車いすや杖の利用者、下肢に障がいのある人々には厄介な存在になることもあります。実際にこのガイドラインを作る際、ヒアリングさせていただいた下肢に障がいのある方は、足をひきずりがちに歩くため、こういった点字ブロックと玄関マットはバリアになり得ると話されていました。

このように、ある障がいに特化したバリアフリー化は、場合によっては障がい者と健常者で、またそれ以外の障がい者の間でトレードオフ問題を発生させてしまうことがあります。誰にとってもユーザビリティが高いデザインを実現するためには、施設を利用する障がい者だけでなく健常者、そして施設やUDに関する有識者で、議論がなされるとよいのだと思います。できる限り上手に利用者の声を聞く必要があるでしょう。



図-1 屋外スロープ



図-3 玄関にマット設置



図-2 段差解消機使用例

第2章

キャンパスの現状と課題

2.1 多様な構成員から見た現状と課題

様々な立場の視点からUDに関する課題を抽出するために、バリアフリー対策として障がい学生、グローバル対策として外国人教職員、外国人留学生の利用者を交えたワークショップを開催し、実際の現状と課題を把握した。

2.1.1 視覚障がい者の視点

視覚障がい者が本学に入学した場合を想定してみる。全盲の学生が入学した場合、まず必要になるのは、該当学生の学内利用ルート及び施設内の点字ブロックの設置である。学業上使用する教室や研究室はもちろん、図書館や食堂等の福利施設までのルート上にも点字ブロックの計画が求められる。

このように利用ルートへの設置はもちろんのこと、一般に多くの人々が利用する公共性が高い施設へのルートには、優先的に点字ブロックが設置されてもよいだろう。また、視覚障がい者のために学内案内板をデジタル化して、音声ガイダンスを付けるなども検討すべきである。

本学では、平成13年に一度、短期間ではあるが、全盲の研究生の受け入れを行った経験がある。それに伴い、四谷通りにあるキャンパス最南端の交差点には音響付き信号機を設置し、そこから学内、特に文系エリアの南側に点字ブロックを設置した。このような視覚障がい者への対応は、障害

者支援室（※1）が設置される以前から進めているが、地域に開かれた大学として今後更なる対応が必要である。

弱視（残存視覚あり）の学生の場合、弱視の程度にも依存するが、やはり学内利用ルート及び施設内の安全性を確認しなければならない。例えば、学内利用ルートに段差、あるいは弱視でなくても足が取られるような歩きにくい箇所や凸凹などがないか、人や自転車の往来が多く安全性が確保できていない箇所がないかなどである。その他にも、階段の段鼻（※2）なども目立つようにしなければならない。弱視は、日照などの明るさにも左右され、夜などの暗い時間帯によっては見えにくい場合や場所もあるので、当該学生の移動や施設の利用時間帯も考慮した安全性の確保が必要になる。当該学生の利用施設内の掲示物や、学内サインなども見やすいものかどうか確認する必要がある。特に、高い位置に設置したサインは遠くから視認しやすいが、一方でそのサイズが十分な大きさであるかを確認するべきである。高い位置にあっても、サインや文字が小さいと、弱視者にとって見えなくなることもある。目から対象サインまでの距離を考慮した上で文字サイズやサインの大きさを決める必要がある。今後は、学内の掲示板などだけでなく、ホームページ（HP）などの情報通信技術（ICT）にも他の健常学生と同様にアクセスできるような配慮が必要となる。端末のモニターサイズなども考慮が必要になり、ソフトウェアやアプリケーションもアクセシブルなものが求められていくと考えられる。今後、様々な

視覚障がい者に対応するためにメディア・UDの重要性はさらに高まると考えられる。

※1 本学では、平成22年に障害学生支援室が設置された。法律および医療分野では「障害」が使用されており、本学ではそれに準じ、「障害」という表記を採用し、「害」という漢字に意味を持たせないこととした。本紙では、「障がい」という表記を採用している。法律や医療では「障害」、文部科学省では「障害」と「障がい」が並列的に使用されており、障がいの表記は社会的に一貫していない。

※2 段鼻：階段の踏み面の先や、段差のついた先端に使うタイル等のこと。

UDワークショップで寄せられた意見

○階段

- ・段鼻は、縁を踏んで確認できるゴム製がよい。
- ・段鼻の色の濃淡をはっきりしてほしい。
- ・デザイン重視にしてほしくない。
- ・夜間、階段が暗いところは照明がほしい。
- ・雨の日に滑りにくい材質にしてほしい。
- ・階段の両方に手すりがほしい。

○掲示板、教室表示、サイン位置

- ・サインは目線の高さにしてほしい。高い位置は見えない。
- ・文字は大きく、太く、ゴシック体のほうが見やすい。
- ・部局につけられている色の種類が多すぎる。
- ・文字の色と背景の色の差がほしい。
- ・電光掲示板が見づらい。
- ・避難表示が下部にあるとわかりづらい。
- ・建物名称が多くわかりづらい。

○教室内

- ・ホワイトボードより黒板の方が見やすい。
- ・室の形状は横長よりも縦長、正方形がよい。
- ・大きい教室には、真ん中にモニターがほしい。
- ・ホワイトボードのマジックは太いものがよい。

○エレベーター

- ・エレベーターのドア開閉スピードを遅くしてほしい。

○構内道路

- ・歩道に段差があると危ない。
- ・自動車、自転車が怖い。
- ・信号機は音を出してほしい。



図-2-1 ワークショップ風景

2.1.2 聴覚障がい者の視点

聴覚障がい者は、情報収集の多くを視覚的情報に頼らざるを得ない。弱視の人にとって「見やすい、わかりやすい施設やサイン」は、聴覚障がい者にとってもユーザビリティが高くなる。例えば、聴覚障がい者はドアの向こうに人がいるかは音で判別できない。特に、押して開けるタイプのドアでは、ドアの向こうに人がいた場合は危険なこともあるだろう。そのため、聴覚障がい者の多くは、とても慎重にドアの開閉をしている。教授の研究室を訪問した時、聴覚障がいのある学生が教員の部屋のドアをノックして、中から教員が「どうぞ」と言ったとしても、外にいる聴覚障がい者にはそれが聞こえない。個室内のプライバシー保護の観点も重要だが、多くの人に利用されるドアであれば、縦長の大きなスリットガラス（図-2-2）を入れて、開閉の際の安全性を確保する必要がある。特に、聴覚障がいの方は、音によって危険を察知

することができない。人通りの多い場所、自転車や自動車がたくさん走っている場所などで、見通しが悪い場合はカーブミラー（図-2-3）などを設置すると安全性が高まる。また、災害などの非常事態発生時における警報はもちろん聞こえないし、周囲のざわめきなどの音による危険察知もできない。危険を視覚的に伝える手段が必要になる。普段、何気なく見ている電車内の文字放送サービス（図-2-4）は、有効な一つの方法である。例えば、突然走っている電車が急停止したとする。車内という閉鎖された環境において、緊急性の高い状況に置かれた場合、人はいろいろな感覚を頼りにその状況を理解するための情報を集めようとする。しかし、聴覚障がいのある人は聴覚情報には頼れない。視覚情報にその多くを頼らざるを得ない彼らにとって文字情報サービスは極めて有効な情報獲得の手段となる。学内でも多くの人々が集まる場所、例えば学生食堂や大講堂、避難場所などには、緊急情報等を文字情報で表示できる電子掲示板などが必要である。または、視野に入っていないかも知れやすいフラッシュ光等で緊急時であることを伝えるといった方法もある。

2.1.3 病弱・虚弱，内部障がい者の視点

病弱・虚弱などの内部障がいのある人々や難病の人の中には、非常に疲れやすい体質の人もある。東山キャンパスはかなり広く、かつ勾配の多い箇所も多く、場合によっては目的地までの移動に随分時間がかかることもある。こういった障がいの

ある人の中には数百メートル歩くのに相当な体力を消費する人もおり、少し休息をとれるような椅子や場所が、建物の内外にあるとよい。学内の人々の動線を考慮し、その途中に休める場所を設置することは、こういった障がいのある人々だけでなく、高齢者や子ども、また四肢不自由者にも使いやすいと考えられる。また、内部障がいの中でも人工肛門や人工膀胱を造設しているケースがある。キャンパス内にはオストメイトが使える多目的トイレが複数設置されているが、全施設に設置されていないため、ニーズに応じて整備が必要になる。



図-2-2 スリットガラス



図-2-3 カーブミラー



図-2-4 電光掲示板

2.1.4 肢体不自由者の視点

車いす利用者を考えてみる。車いすは、自走式と電動式に分けられ、さらに、利用者の状態や体格に応じて調整されたり、オーダーメイドされたりするタイプ（例：リクライニング機能や、首を固定するもの）が存在する。北米でよく見かけるハンドルの付いたかなり大きめの電動車いす利用者の数も日本で増えてきている。スペースに余裕があるなら、多目的トイレなどは少し広めにつくるとよい。また、肢体不自由者は階段の昇降に困難をきたす。階段を上ることができても、一方で階段を下に降りるのが難しい下肢不自由の者も少なくない。そういうときに、極めて有効なのが手すりである。近年では、波状で掴みやすくなっている手すりや、利用者の身長に合わせて手すり部分が二段になっているUDを考慮した手すりもある。ここで大事な視点は、利用者の身長に合わせた設置も重要であるが、左右両方で使えるかどうかである。右側に手すりがあった方がよい肢体不自由者と左側に手すりがあった方がよい肢体不自由者がいる。片方にしか手すりがついてないと、上るのはよいが下れないという事態が発生してしまうため、左右両側に手すりを設置する必要がある。また、幅の広い階段などでは、真ん中に手すりを設置することによって、左右どちらかに障がいのある人であっても対応が可能となる（図-2-5）。

多目的トイレの便器の位置も同様に、便器の右側

からも左側からも介助や利用ができるような対応が必要となる。

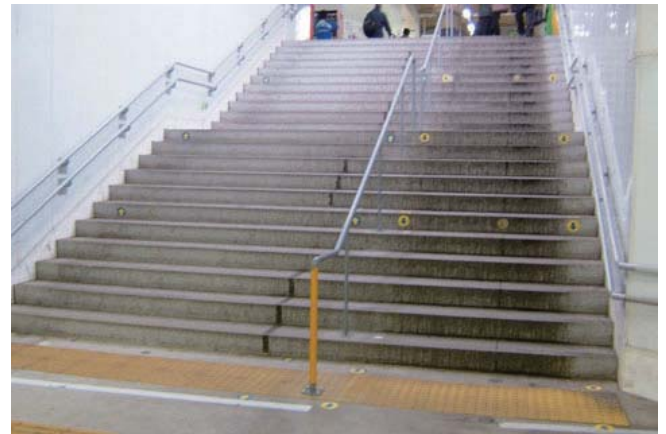


図-2-5 階段中央の手すり

UDワークショップで寄せられた意見

○外部

- ・雨の日、溝蓋等が滑る。また溝蓋の穴が大きく危険。
- ・歩道と車道の段差が高いと危険。
- ・バイクの進入を防ぐポールがあると車イスは通行できない。
- ・歩道がせまい。
- ・植栽帯の空スペースの活用等により駐輪スペースを確保してほしい。
- ・歩道と車道が交錯し危険なため車イス目線のカーブミラーを設置してほしい。
- ・不要看板等は通行の支障となるため撤去してほしい。
- ・屋根付の通路がほしい。
- ・駐輪場の不足解消の提案（自転車の数を減らしてほしい）
→放置自転車の活用（処分自転車（毎年1,000台程度）の活用、名大への寄附）
→シェアバイク（FPMの利用の周知、放置自転車のシェアバイク化）
→登録制（盗難自転車の発見等）

○建物内

- ・中央図書館の入口ゲートが狭い。
- ・中央図書館の棚の一番上の段に手が届かない。
- ・健常者、障がい者を問わず、利用者の多い中央図書館の入口が2階にある。
- ・土木研究科棟が急坂の上にある（ゆるい坂はあるが、それでも車イスで登るのは大変）。
- ・南部生協の書籍部や北部食堂には階段しかない（利用者の限定）。
- ・全学教育棟A館のエレベーターを誰もが使えるようにしてほしい。
- ・自動ドアやスロープのない建物がある。
- ・建物内の段差が識別しづらい。

○ルール

- ・キャンパス内を走る車のスピードに制限を設けてほしい。
- ・歩道を自転車が走り危険である。
- ・ルールがないものや曖昧なものは明確にしてほしい。
- ・バリアフリー相談窓口を明確にしてほしい。
- ・西地区と東地区のバリアフリーの考え方

2.1.5 外国人留学生等の視点

本学では、平成26年11月現在で外国人留学生が1,813名（全学生16,621名）おり、2023年（平成35年）には外国人留学生3,200名の受け入れを目指している。また、外国籍の教職員も増やすことになる。多様な交流に配慮すべきこと、並びに、言語のバリアフリーに対応していく必要がある。

外国人留学生等と意見交換を行ったところ、日本人学生、外国人留学生、教職員が交流できるスペースがほしいことや、外国人留学生や外国からの来客のための総合サポートセンターがほしいといった意見があった。また、宗教上の習慣を持つ外国人留学生も多くいるため、定期的にお祈りできる場所、また、車座になって身体を使う活動ができるような多目的室も必要となっている。

日常的な課題としては、学食に行ったがメニューが読めないことや、宗教上の食べられない物に対する材料の表示がなく、食べていいものかわからないといった意見があった。また、必要な情報はあっても、その情報までたどり着けないため、必要とする情報に簡単にたどり着ける仕組みが必要となっている。

UDワークショップで寄せられた意見

○コンテンプレーションルーム

- ・コンテンプレーションルームやワークショップルームがほしい。
- ・足洗い場として便所内洗面器を使用しているため、低い位置の洗面器がほしい。

○国際交流スペース

- ・ソファがありコーヒーが飲めるような憩いの場がもつと必要。
- ・外国人留学生会の活動の場がほしい。
- ・わかりやすい場所，独立したスペース，にぎわいのあるゾーンに外国人留学生のサポートスペースや活動の場がほしい。

○学食の表示

- ・学食のメニューに英語及びふりがなを付けてほしい。
- ・信仰や体質により食べられない物があるため材料を表示してほしい。

○サイン

- ・地図の建物の表記が読みづらい。
- ・グーグルマップでキャンパス案内ができると良い。
- ・ホームページのマップに学科ごとの表示がほしい。日本語，英語併記にしてほしい。
- ・同一建物内で同じ部屋番号がついている場合がある。（部屋番号を頼りにアクセスするため）

○情報

- ・外国人の来客や外国人留学生のための総合サポートセンターがほしい。
- ・外国人教職員・学生が日本人と同様に名大を使用できるようにしてほしい。
- ・災害時，避難アナウンスを英語でも放送してほしい。避難経路を各建物に英語で表記してほしい。
- ・情報にアクセスできない。情報を伝えていく仕組みがない。
- ・名大の使い方（歩き方）ガイドラインなどを作成してほしい。
- ・外国人留学生対応の優先度が低い。
- ・情報や要望の伝え方について明確なルールがなく，どうすればいいかわからない。
- ・情報の多言語化をしてほしい。

2.1.6 男女共同参画の視点

本学では，男女がともにその能力を十分に発揮できる職場環境づくりの観点から，仕事と育児，介護，家庭の両立が安心して図れるワークライフバランスの積極的推進を重要課題と位置づけている。

全学的には，「教職員のワークライフバランスを応援するアクションプラン（2009年）」を推奨するとともに，子育て支援策として，学内に保育園，学童保育所を設置するなど，支援の拡充に努めている。

男女共同参画の視点におけるUDとしては，例えば，トイレ整備，子育て（育児）支援室や女性休養室の設置が挙げられる（図-2-6，図-2-7，図-2-8）。トイレについては，特に公共性の高い施設には，おむつ替え・ベビーチェア等の設置を進め，キャンパス全体を見渡しても，ほぼ偏りのない配置となってきた。

一方，「子育て（育児）支援室」，「女性休養室」については，現状では部局予算で設置されているため，施設ごとに利用者が限定され，かつ，キャンパス全体での配置にも偏りが生じている。利用の公平性をいかに確保していくか。予算およびセキュリティに配慮した利用法とあわせ，今後の課題となっている。

なお，本学の男女共同参画への取り組みについては，男女共同参画推進専門委員会・男女共同参画室作成「名古屋大学における男女共同参画報告書」に詳述している。

(名古屋大学男女共同参画室 HP)

<http://www.kyodo-sankaku.provost.nagoya-u.ac.jp/report/report.html>

教職員のワークライフバランスを応援する アクションプラン（平成21年）

男女共同参画推進専門委員会では、教職員のワークライフバランスを応援するために以下のアクションプランを提案する。

1. 午後5時以後及び休日の会議開催の原則禁止。
2. 部局長は育児休業を取得しやすい環境を整備し、その制度及び支援体制について周知徹底する。
3. 部局長は2歳に達するまでの子どもを養育する教員については、各部署の事情に応じ適宜判断し、授業担当、委員会業務等を軽減又は免除する。

※3の対象となる教員は、男女を問わず、単身（配偶者なし・単身赴任等）または、配偶者が就労中（長期療養中等も含む）の者とする。ここでいう単身赴任とは、単身赴任手当の受給の有無に関わらず、家族と別に暮らしている者とする。



図-2-6 セキュリティに配慮したカメラの設置



図-2-7 授乳等に対応したカーテンなどを設置



図-2-8 休養および子どもとの共用を想定した床仕上げや壁仕上げ

UD ワークショップで寄せられた意見

○子連れ利用

- ・PC使用時、打合せ時、交流時に子連れで仕事ができるスペースがほしい。
- ・スポーツ施設の利用を簡易化してほしい。
- ・子どもの利用可能な読書室、食堂がほしい。
- ・ベビーカーのバリアをなくしてほしい。
- ・宿舎で家族交流をしたい。
- ・子育て情報が共有できる場がほしい。
- ・授乳室があると良い。

障がい者に関する法律の変化と課題

障害学生支援室 佐藤剛介

平成 18 年 12 月、国際連合総会によって「障害者の権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）」（United Nations, 2006）が採択され、平成 20 年 5 月に発効されました。日本もこの条約に平成 26 年 1 月に批准し、条約の効力が平成 26 年 2 月 19 日から生じることになりました。日本が批准までたどり着けた理由は、「障害者虐待防止法」が平成 23 年 6 月に施行、「障害者基本法」が同年 8 月に改正・施行され、平成 25 年 4 月には「障害者総合支援法」が施行されるなど、日本の障がい者施策の整備が進んだからです。高等教育機関においても障がい者に対して様々な支援や配慮を行っていく必要があります。特に近年、高等教育機関において障がいのある学生の認知件数が急増している事実と合わせると、障がいのある教職員や学生の受入れや就業・修学支援体制の整備・拡充は喫緊の課題となっています。

そして、平成 28 年度（平成 28 年 4 月）から、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されます。これにより国立大学法人では、障がいを理由とする差別の禁止はもちろんですが、障がいのある人々を取り巻かれている社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）の排除、また必要な合理的配慮の提供を怠った場合、それらが差別に該当することになります。すなわち、障がいのある学生および教職員が取り巻かれている社会的障壁の排除および合理的配慮の提供が法的に義務化されるこ

とになります。合理的配慮とは、「障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。予算確保などの問題はあるものの、可能な限り、障がいのある大学構成員が取り巻かれている施設や設備の改善を行っていく必要があります。

○近年の障がいのある学生数推移と本学の現状（平成 26 年 12 月現在）

ここでは、日本学生支援機構（JASSO）による「障がいのある学生（※ 3）の修学支援に関する実態調査」（図 - 1、図 - 2）における障がい学生数の推移をご覧頂いた上で、簡単に障がいの種別に触れ、それぞれの障がいに対する UD の整備範囲等を提案します。

JASSO による高等教育機関（全国の大学、短期大学及び高等専門学校 1,190 校）を対象にした実態調査では、平成 25 年 5 月 1 日現在、障がいのある学生が在籍している学校は 811 校であり、本学もその中に含まれています。また障がいのある学生の総数は 13,449 人、全体の学生数 3,213,518 人に対する障がい学生在籍率は 0.42% で、平成 26 年 4 月 1 日から 12 月 1 日現在で、本学障害学生支援室が実際に支援を行った学生数は、12 名です。

ただし、これはあくまでも支援を実際に行った

学生数であり、この他に障がいのある学生が在籍していることもわかっていますが、一方で存在の把握ができていないケースもあります。したがって、12名よりも多く何らかの障がいのある学生が本学に在籍していることとなります（平成26年度の新入生アンケートでは、障害者手帳を保持していると自己申告した学生は9名で、そのうち上述の12名に含まれているのは1名のみ）。

このJASSOの実態調査が開始された平成17年度には、障がい学生数は5,444人、障がい学生在籍率は、0.16%で、この8年で、障がいのある学生数は約2.5倍に増加していることが確認できます（図-1）。また、障がい別に学生の推移を見ると、「病弱・虚弱」（※4）、「その他」（※5）、そして「発達障がい」のある学生数が急激な増加を示しています（図-2）。

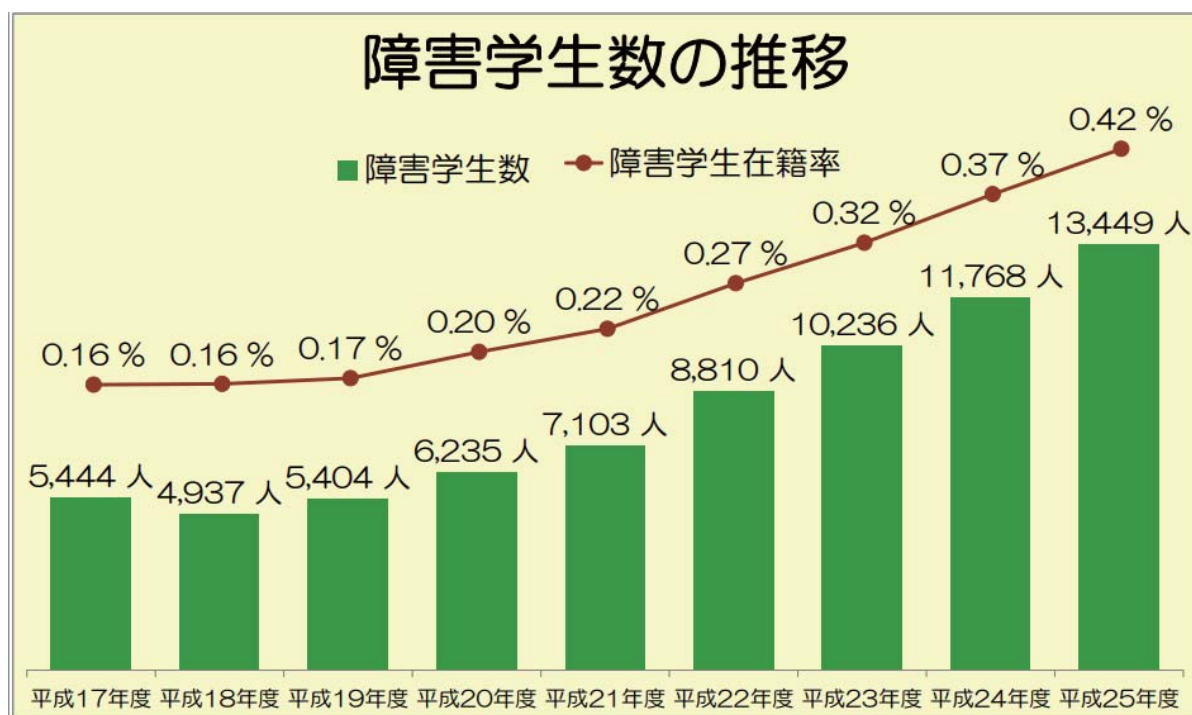


図-1 JASSO「平成26年度障がいのある学生の修学支援に関する実態調査」より抜粋

障害学生数の推移（障害種別）

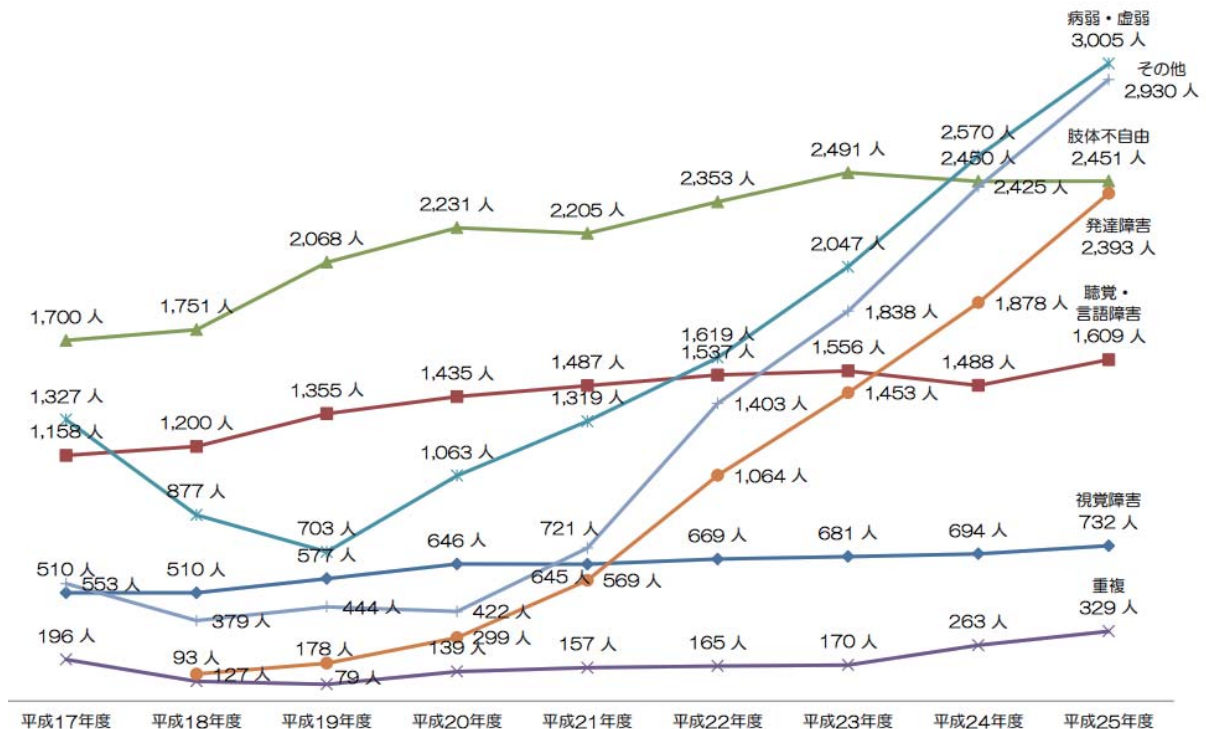


図-2 JASSO「平成26年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査」より抜粋

○障がいの種類

では、障がいにはどのようなものがあるか、JASSOの調査に準じて紹介します。

身体障がい（※6）とは、先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障がいが生じている状態、あるいはそのような障がい自体のことを指します。視覚、聴覚、上肢・下肢などの欠損や機能不全、また脳や運動神経系の障がいによって正常に動かないことなどが挙げられます。ですから、身体障がいには、非常に幅広い障がいが含まれます。

視覚障がいには、残存視覚がある弱視と、視覚を持たない全盲があります。一般的な弱視は、眼鏡やコンタクトレンズを装用しても視力が上がらない状態のことを指します。しかし、いわゆる「見えにくい」という弱視はかなり多様なものです。本人の身体の状態や環境（昼夜の日照時間等）によっても見えにくさが変わってしまいます。つまり、「弱視＝低視力」だけでは説明できない部分も多いのです。例えば、焦点が合わせられない、瞳孔の大きさがうまく調節されない、視野に欠損などがあると、一般的な視力検査で測定される視

力では単純に説明ができない場合もあります。また他にも、夜盲症、いわゆる鳥目や視野の周辺が見えない視野狭窄（しやきょうさく）、自分の意思とは関係なく眼球が動く眼振（がんしん）、鳥目とは逆に明るい場所では見えない羞明（しゅうめい）、両目で見るとき二重に見える複視（ふくし）、色覚異常なども視覚障がいに含まれると考えられますが、これらは単純に「弱視＝低視力」では説明しにくいのと同時に、身体障害者福祉法における視覚障がいの定義には含まれていません。

聴覚障がいは、生まれながらに聞こえない、または、聞こえにくい場合と、ある程度成長して言葉を獲得してから聴力を失う場合があります。聴覚障がいの程度を表すものとして軽度・中等度・高度難聴、そして聴覚が完全に失われている聾（ろう）（または、ろうと表記）があります。難聴には、外耳・中耳で構成される伝音器に機能障がいがある伝音性と、内耳・神経に機能障がいがある感音性があり、両者に機能障がい認められるものが混合性とされ、この他に老人性や神経性、突発性の聴覚障がいがあります。

視覚障がい者は「情報障がい者」と言われることがあります。障がいのある多くの人々が（障がいの種別に関わらず）、健常者と同レベルでいろいろな情報にアクセスできていないことも多いと言われますが、特に私たち人間は視覚や聴覚に大きく依存して生活しているため、視覚障がいによる情報損失のダメージはとても大きいと考えられます。また視覚障がいと聴覚障がい重複すると、

盲ろう者（※7）となります。

肢体不自由は、病気やけがなどによって身体の動きに関する器官や機能が損なわれ、日常生活動作などに困難をきたした状態です。先天的か後天的かを問わず、四肢（手・腕・脚・足）の麻痺や欠損、あるいは体幹（胴体）の機能障がいのため、日常の動作や姿勢の維持に不自由のあることを指します。身体障害者福祉法に定められている障がいのうちで最も対象者が多く、身体障害者手帳を交付されている人の約半数が肢体不自由者です。一般的に肢体不自由というと車いすや電動車いすの利用者を想像しがちですが、杖などを利用している人や何も利用していない人もいます。

病弱・虚弱の定義は脚注を参照いただきたいのですが、これにはいわゆる内部障がいが含まれています。内部障がいとは世界保健機関（WHO）により提唱された国際障害分類試案の機能障がいの一つに属しており、心臓、呼吸、腎尿路、消化など内部機能障がいの総称です。一方わが国の身体障害者福祉法では現在のところ、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つを内部障がい（内部機能障がい）と規定しています。したがって、JASSOの調査では後者を病弱・虚弱の定義として一部採用していることになります。

近年、高等教育機関において増加が著しい発達障がいは、知的障がいを伴うもの（知的障がい）、注意の欠如と多動を伴うもの（注意欠如多動性障

がい), 学習に障がいを伴うもの(読字障がい, 算数障がい, 書字表出障がいなど), そして社会性や柔軟性に困難を伴うもの(自閉症スペクトラム障がい)に分けられます。高機能自閉症やアスペルガー症候群といったこれまで偏差値の高い大学の学生にも見られた発達障がいは, 自閉症スペクトラム障がいに統一されました。

この他にも, JASSO の調査で「その他」に分類されている難病が, 身体障がいの原因として挙げられます。現在 110 の指定難病がありますが(難病情報センター, 2014), 厚生労働省は, 平成 27 年の 5 月頃には指定難病数を 43 増やす方向です。その指定数を段階的に増やし, 将来的には約 300 にまで拡大させる予定になっています。知名度の高い難病としては, 英国ケンブリッジ大学の理論物理学者のスティーブン・ホーキング博士も患っている萎縮性側索硬化症(ALS)や, パーキンソン病や重症筋無力症などがあげられます。また, 難病指定になっていない難治性の病気も多数存在し, それによって障がい引き起こされることもあります。

※3 「障がいのある学生」とは, 「身体障害者手帳, 精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障がいがあることが明らかになった学生」をいう。

※4 「病弱・虚弱」とは, 心臓, 腎臓, 呼吸器, ぼうこう又は直腸, 小腸, 肝臓等の機能障がい, ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい, 神経疾患, 悪性新生物等, 及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。

※5 知的障がい, 精神障がい, 精神疾患等は「その他」に含む。

※6 視覚障がい, 聴覚障がい, 呼吸器機能障がい, 内部障がいなども広義の身体障がいに含む。

※7 先天的に身体障がいがある場合, 知的障がい等を併せ持つことがある。また, 複数の種類の身体障がいがあることを指すこともある。このようなケースを一般的に重度障がい, または重複障がいと言う。(肢体不自由と視覚障がいを併せ持つなど)

ウェブサイトによる子育て関連情報の発信

男女共同参画室 榎原千鶴

みなさんは、男女共同参画室のホームページをご覧になったことはありますか。男女共同参画室では、ウェブサイトを通じて、子育て支援をはじめとするワークライフバランス促進支援に関する情報（図-1）を、日本語、英語、中国語で提供しています。

【子育て関連情報】

「ご案内します！あなたに合った保育・子育て支援（名古屋市）」は、名古屋市と本学の育児支援策検討ワーキングとの連携により、名古屋市作成のパンフレット（図-2）の英語版と中国語版を作成することで、ウェブ上および区役所等での3カ国語版の利用が可能となりました。

さらに、子育て中の外国人留学生や外国人教員

にとって参考となる子育て情報を提供しようと、育児支援策検討ワーキングメンバーが作成したのが「名古屋大学版『子育てハンドブック』（名古屋市）」（図-3）です。こちらも日本語、英語、中国語の3ヶ国語で提供しています。本学の構成員だけでなく、名古屋市在住の外国人の方々にも利用いただける内容になっています。

環境整備については、ホームページに多目的トイレの位置、およびトイレの設置備品（おむつ替え台、ベビーチェア）情報（図-4）を、一般の来校者のみなさんにもご確認いただけるよう公開中です。

ぜひ一度、男女共同参画室のホームページ（<http://www.kyodo-sankaku.provost.nagoya-u.ac.jp/>）をご覧ください。



図-1 【ワークライフバランス促進支援】日本語、英語、中国語に対応



図-2「ご案内します！あなたに合った保育・子育て支援（名古屋市）」（英語版）

拖鞋和拖鞋袋	餐具袋 （装午餐用餐巾和口罩的袋子）
体操服和体操服袋 （体操上衣、体操裤、红白帽子）	体育馆运动鞋和运动鞋袋
工具箱（装文具等的小箱）	剪刀、浆糊、彩笔
家长与教师之间的联络簿（B5 大小）	防灾头巾（地震等灾害时使用）

*所有的学习用品都需写上儿童的姓名、学年、班级。

図-3「名古屋大学版『子育てハンドブック』（名古屋市）」（中国語版）

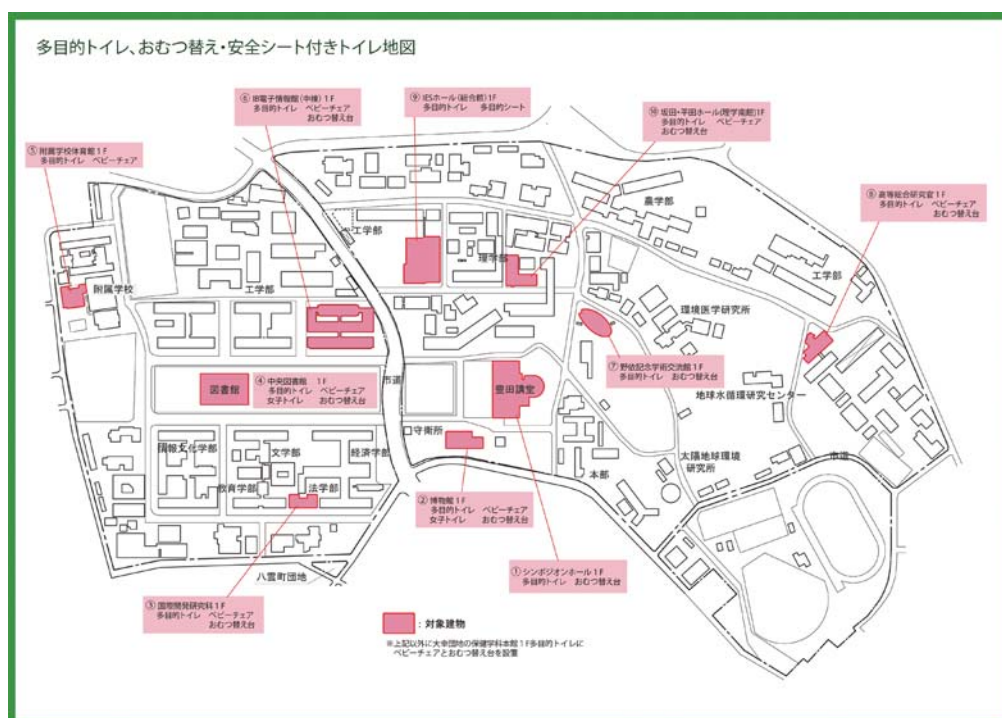


図-4 多目的トイレ、おむつ替え・安全シート付きトイレ地図（英語版にも対応）

2.2. 管理者から見たキャンパスの現状と課題

これまでの施設整備においては、法令により高齢者、障がい者に配慮するかたちで実施してきたが、近年、男女共同参画に対応した施設環境やグローバル化の推進により増加する外国人留学生への対応が必要となってきた。

一方、学内組織においては、施設支援、障がい支援、男女共同参画支援、外国人留学生支援があり、各分野が課題を把握しているものの、組織の横断的連携が十分にとれず情報共有がなされていない状況であったが、今回のUDワーキンググループにより各専門分野の課題を情報共有することができた。これらの問題は速やかに解消すべきものであるが、すべてを一度に行うことは予算的にも難しく、適宜優先順位を定めながら、計画的に整備することが必要である。

また、問題が発生している大きな原因の一つとして、整備計画の段階でUDの視点が欠けていたことが挙げられる。健常者の視点からはいわゆる障がいのある方の視点が想像しきれないのも事実であり、これらの視点を身につけながら、整備計画を継承していくことが課題となっている。

2.2.1 東山キャンパスの現状

東山キャンパスは、学部・大学院、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設など、さまざまな組織からなり、更にそれら教育研

究施設をサポートする本部事務局・運営支援組織、福利施設のほか、附属学校、附属図書館と多岐にわたった建物で構成されている。また、構成員においては、名古屋大学プロフィール2014によると学部等学生数8,618人（医学部除く）、大学院学生数5,320人（医学系研究科除く）、附属学校595人、外国人留学生1,553人（医学系除く）、教職員2,077人（医学部・附属病院除く）、合計18,163人、更に来訪者等を含め大勢の人が利用している。キャンパス内の建物数においては、平成26年度国立大学法人等施設実態調査によると、240棟である。敷地は北西から南東にかけて長く伸びた不整形な形状であり、四谷通りから西側部分は比較的平坦で低く、東側部分はやや急斜面の地形で、東西の高低差は約50mの丘陵地となっている（図-2-9）。このように学生が多数を占めているものの、学内保育園や生涯学習などの施設を幅広い年齢層、外国人留学生、地域住民などの多文化・他世代の利用も多くあり、キャンパスは都市としての機能も有している。

敷地には、坂道が多く（図-2-10）、特に車いす利用者においては、すべての建物に単独で到達するのは困難な状況となっており、例えば、比較的平坦な西側キャンパスについては、車いすでアプローチできるような整備計画とし、東側の勾配が急な敷地については自動車又は介助してアプローチできるような整備計画を立案する。

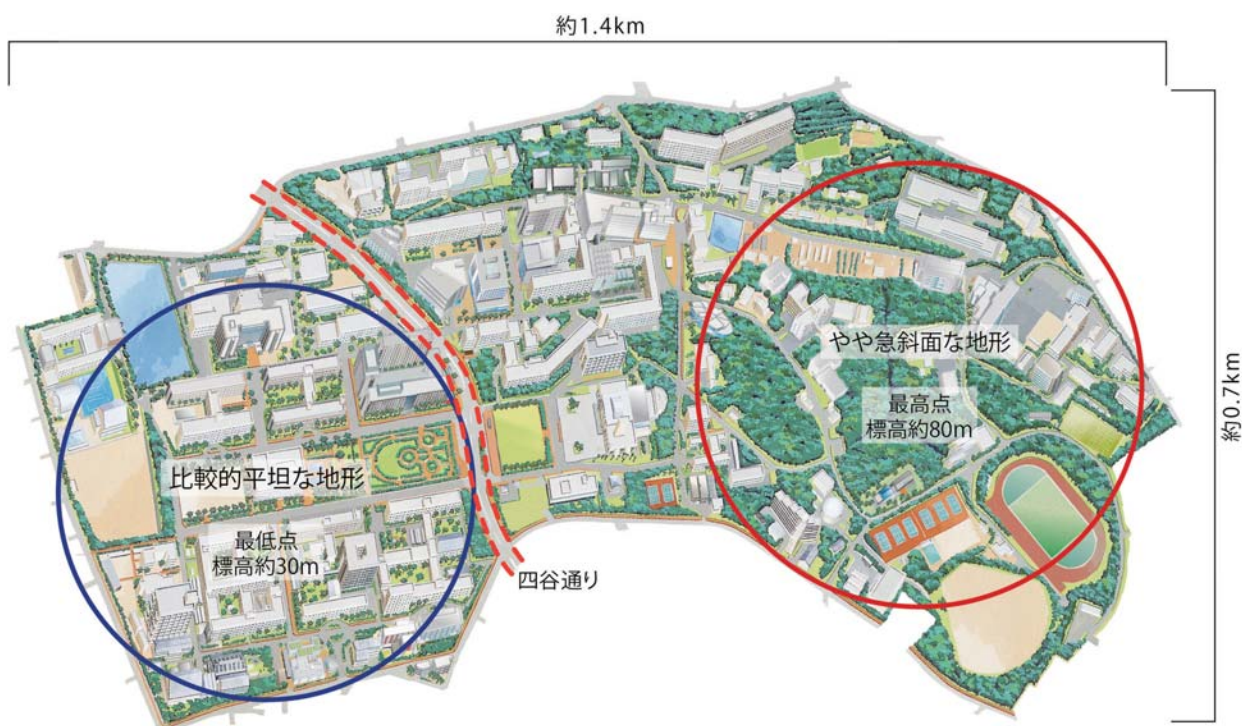


図-2-9 東山キャンパス配置図

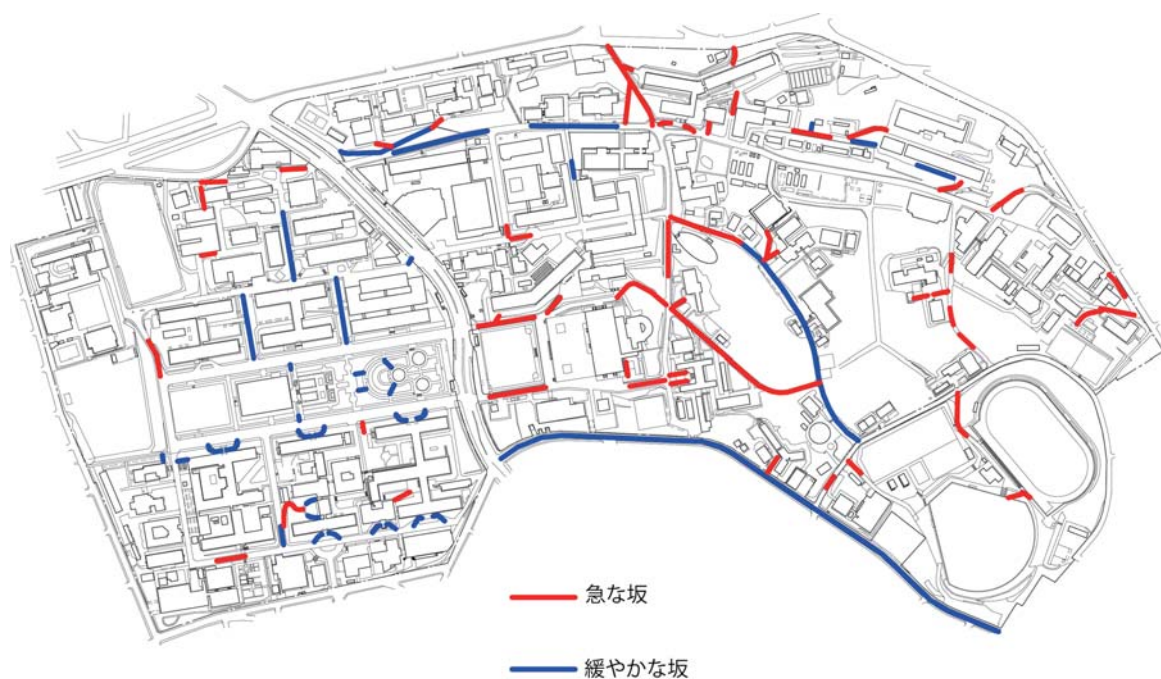


図-2-10 キャンパス構内の坂道 出典先：名古屋大学キャンパスマップバリアフリー編

2.2.2 現状調査

UD ワーキンググループにおいて障がいのある学生や外国人留学生らと一緒に東山キャンパス内を回り、彼らが具体的にどのような部分で不便を感じているかについて現地調査を行った（図-2-11）。これまで施設担当職員による建物点検パトロールを行い、施設の不具合やバリアフリー状況を把握してきたが、この現地調査により、例えば、サインや段差などの細部にいたる課題が新たに発見できた。また、点字ブロックの敷設状況、自転車置場の現状調査を新たに実施した（図-2-12）。点字ブロックの敷設状況については、構内道路の交差部分、建物出入口部分、過去に障がいのある学生が利用していた通路に点字ブロックが敷設されているが、剥がれた点字ブロック等が見受けられた。駐輪や駐車については、歩行者の通行を妨げるような状況が見受けられ、課題が浮かび上がった。ここで得られた具体的な課題と各専門分野から出ているこれまでの課題をもとに、継続的に不具合や不満を解消し、要望を満たす整備計画を立案し、課題解決に結びつける必要がある。

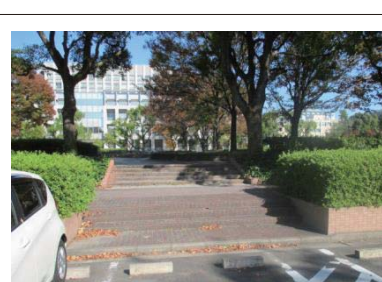
	撮影場所 工学部7号館B棟 撮影項目 スロープ スロープに屋根がなく、雨の日に濡れてしまう。スロープが急勾配。		撮影場所 文系総合館前廊下 撮影項目 段差解消機 階段幅が狭く、通行量も多いため、使用すると衝突のおそれがあり、使用しづらい。
	撮影場所 法・経本館共用館 2階講義室 撮影項目 出入口(引き戸) 講義室側の出入口が段差になっており、開閉が非常に困難。車いす利用者は、車いすを動かさないと扉の開閉ができない。		撮影場所 地下鉄1番出入口前 撮影項目 歩車道境界ブロック 地下鉄から出て、赤色のルートで行きたいが、歩車道境界ブロックを避けるように青色のルートで行かなければいけない。信号待ちの学生が大勢いるため通行しづらい。
	撮影場所 工学部2・3号館 撮影項目 侵入防止柵 不要な柵があり、通行不可となっている。		撮影場所 文系総合館 撮影項目 階段 片側しか手すりが設置されておらず、登り降りが不便。転倒しそうになった時や、他者とすれ違う時など、両側に手すりがないと危険。
	撮影場所 全学教養等棟 撮影項目 建物内サイン 文字が小さく、白文字のため見えない。		撮影場所 IB電子情報館講義室 撮影項目 講義室サイン サインの位置が高く、文字も小さいため、見えない。目の高さの位置で、文字を大きく、講義室の前後にサインがあれば、わかりやすい。
	撮影場所 グリーンベルト 撮影項目 横断歩道(段差) 斜面が急で段差になり衝撃がある。緩やかにしてほしい。横断歩道の両サイドには駐車場を無くしてほしい。渡る時に危険。		撮影場所 法学部本館前 撮影項目 手すり・駐車場 手すりが設置されておらず、階段が使用しにくい。また、階段前が駐車場となっており、車が障害で通行できない。

図-2-11 障がいのある学生との現地調査（抜粋）



○駐輪台数調査

東山キャンパス内では多くの者が自転車を利用しているが、駐輪場が十分といえず、特に建物近くにおいては、乱雑に自転車が置かれている。

2014年10月第2週の最も学生が多い時期に行った駐輪台数調査（図-2-13）では、東山キャンパス内の駐輪台数は総計5,972台であった。そのうち四谷通りの西側にあたる西地区の駐輪台数は3,855台で全体の約6割を占め、全学教育棟の周辺が1,078台と全体の約2割を占めていた。その他駐輪台数が多い場所として、工学部2号館周辺、グリーンベルト沿い、学生会館・北部厚生会館の周辺があげられる。四谷通りの東側にあたる東地区の駐輪台数が多い場所として、工学部5号館周辺、理学館・理農館前、情報基盤センター周辺が挙げられる。近年、増築により建物数が増え、増築整備した周辺には駐輪の増加が見受けられるため、駐輪場の整備も併せて検討する必要がある。

車いす利用者の課題としては、自転車が乱雑に置かれているため車いす利用者の通行に支障が生じている。また、自転車や自動二輪の進入を防止するために設置されたポールも車いす利用者の通行に支障になっている。道路両端に自転車が停められている場所は、道路中央部を通らざるを得ない状態となっており、自動車やバイクが接近する危険があることが挙げられる。

○駐車場調査

駐車場は、現在約690台分の白線の引かれている駐車スペースがある（図-2-14）。駐車台数調査（平成26年6月2日14時頃実施）を行ったところ駐車台数は816台で、129台は駐車スペースからはみ出た状態であった。現在、学生は原則自動車通学禁止とし、教職員や来訪者のための駐車場として駐車台数を抑制しているが、さらなる対策が必要である。

路上駐車においては、障がいのある学生にとって事故のリスクが高いこと、また、通路出入口前の駐車により通行ができないことなど、UD視点での改善対策が必要となっている。

特に、通路入口の前に駐車車両があり通路に入れない場所や、必要性のないハンプ（※8）による転倒の恐れがある場所は、早急な改善が求められている（図-2-15）。

※8 通行する自動車の速度を抑制するために道路上に設けられたカマボコ状の突起。

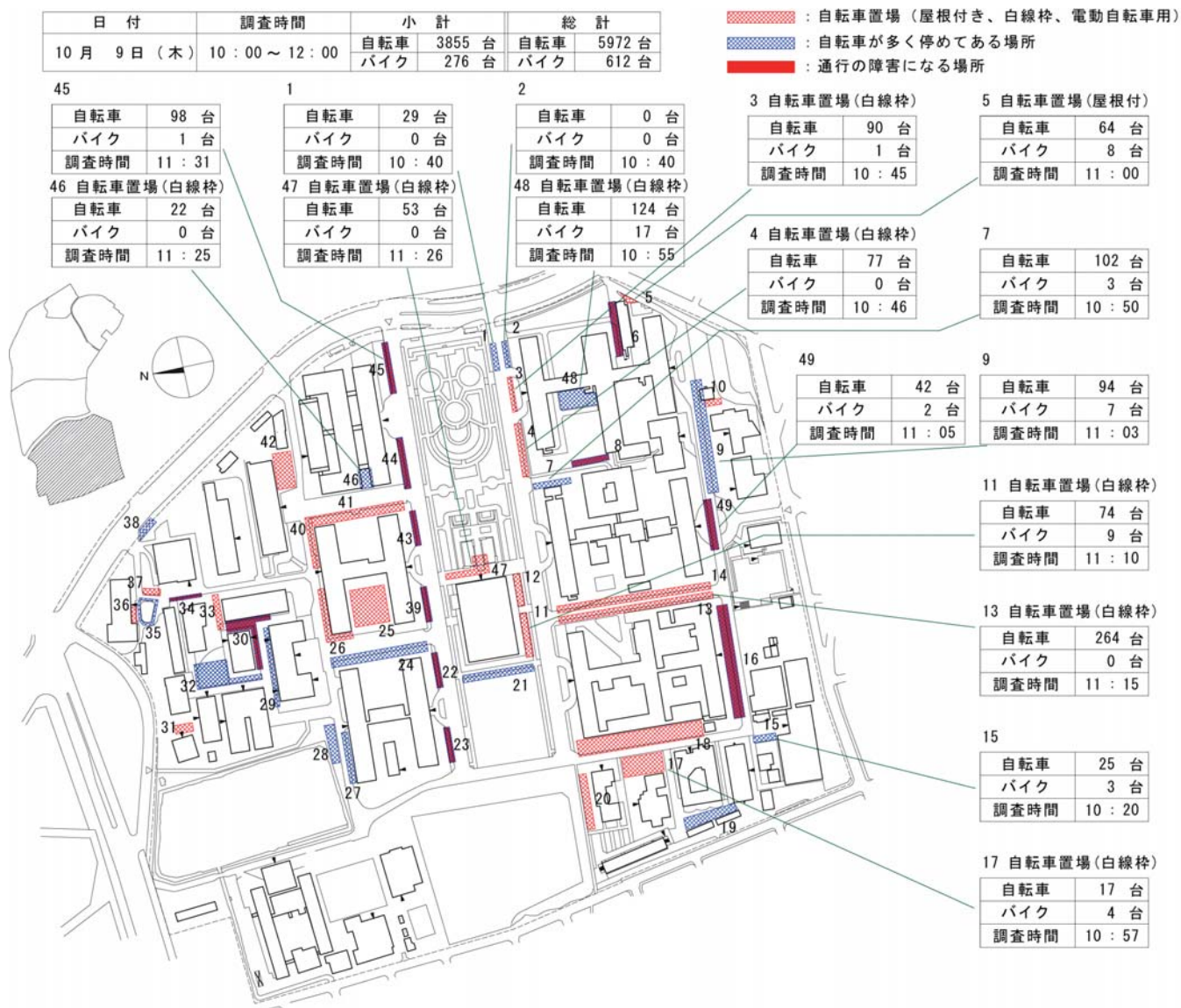


図-2-13 駐輪台数調査(抜粋)



図-2-15 ハンブ



図-2-14 駐車場調査 (抜粋)

2.2.3 財源の現状

現在、国立大学を取り巻く国の財政支援が厳しさを増しており、学内予算では現状維持をするのも困難な状況である。このため予算措置については緊急性、必要性等を勘案し、補助金、外部資金等を含めて財源をどのように確保していくのが課題となる。

○施設維持管理費

東山キャンパスの施設維持管理費は、年々施設維持管理にかけられる予算が減っており、適切な施設の維持管理を行うためには厳しい状況となっている。更に、新たに実施するUDの改善費について、維持管理費を算出し検討したが、財政的に予算を確保することは厳しい状況である。

一方、基幹設備等のトラブルを受けて経営層を含む構成員の多くが、中長期保全計画に沿った基盤設備等の着実な保全実施の必要性を認識し、基幹設備等の中長期保全計画に伴う安定的な財源確保に関するために基本方針を策定した。具体的には、施設の維持管理を中長期的な観点から着実に実施していくため、基盤的経費として平成21年度から予算を確保し、平成19年度に作成した中長期計画に基づき維持管理を行っている。

○国立大学施設の課題

施設整備の主となる予算は、施設整備費補助金であるが、法人化以降、本学を含む国立大学の施

設整備費は厳しい予算状況となっている（図-2-16）。国立大学の施設は、安全・安心な教育研究環境を確保するため、耐震対策や防災機能強化、老朽改善整備により、国際的にも信頼性の高い施設基盤の整備を推進していかなければならない。さらに、国立大学の施設が、強み・特色の重点化、グローバル化、イノベーション創出、人材養成機能の強化を活性化させる役割を果たせるよう、施設の機能改善やスペース配分の最適化を推進していくことが求められている。

こうした財政状況の中、将来にわたり安定的に整備充実を図っていくため、新たなニーズに対して施設整備を行っていくことになるが、膨大な既存施設については、有効活用を図りつつ、計画的な改修や更新等を進めていくことが必要となっている。また、施設整備後に十分に活用されるよう、施設の特性を踏まえた運営方式・管理体制を導入することも必要とされている。

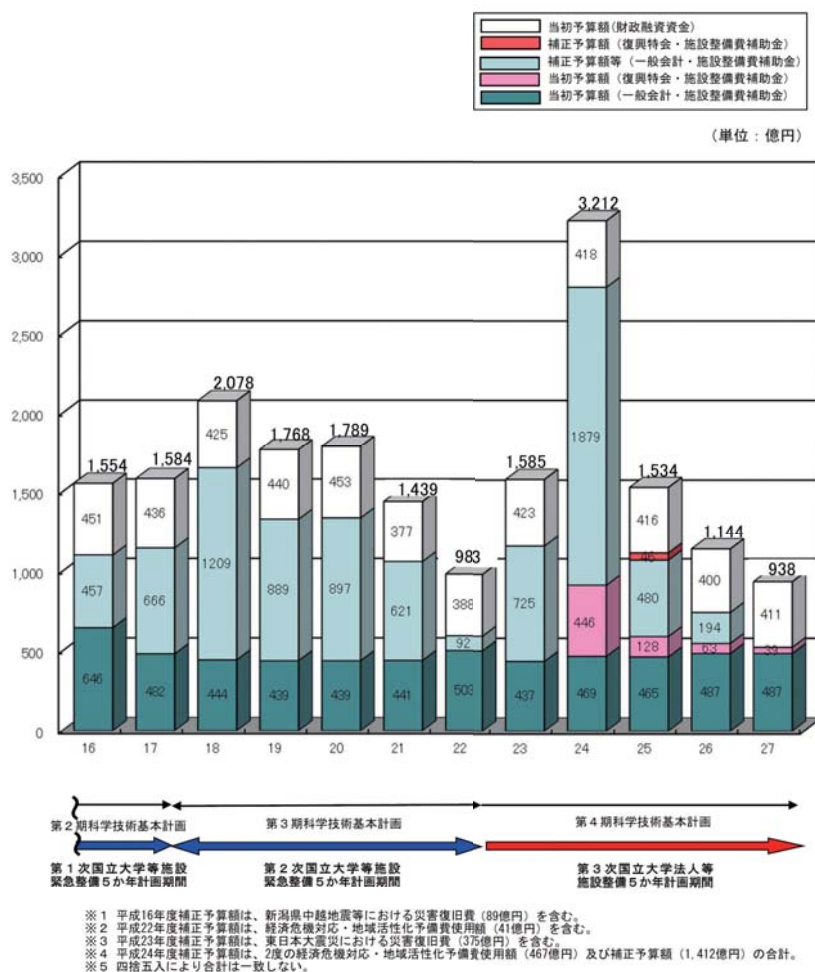


図-2-16 国立大学法人等施設整備費予算額の推移 (出典先：文部科学省)

○部局間の格差

東山キャンパスにおいては、学部・大学院，附置研究所，全国共同利用施設，学内共同教育研究施設など，大小さまざまな組織からなり，それら施設の維持管理費においても格差が生じており，施設の維持水準の均衡を図る必要がある。

○整備主体・管理主体

施設整備等は一般的に，大型の施設整備においては本部が行い，修繕等においては土地建物の監守部局が行っている。また，纏まった整備が必要

な場合は，学内調整にて別途予算を確保して整備が行われている。今回，本ガイドラインの作成をきっかけに，現状把握から改善箇所を洗い出し，改善計画と実施予算を算出した。算出した結果，実施予算は高額となり，学内調整により予算を確保できるかどうか，また複数年での予算となった場合，優先順位による整備が必要となるなど，限られた予算での整備となることが予想される。維持管理については，土地建物の監守部局が行っている(図-2-17)。

ユニバーサルデザイン改善に係る整備費・維持費の予算（一般的なケース）

工事区分	新営整備	大規模改修整備	改修等整備
予算区分	施設整備補助金整備	施設整備補助金整備	学内経費
整備費	本部	本部	本部・部局
維持費	本部・部局	本部・部局	本部・部局

※規模の大きな改修等整備は適宜財務部と調整を行う。

（主なユニバーサルデザインの改善整備）

- ・バリアフリー改善整備
- ・男女共同参画の改善整備
- ・留学生の改善整備

図-2-17 整備費・維持費の予算区分

○障害者差別解消法等による新たな施設整備への対応

平成25年6月の障害者差別解消法の公布に伴い、施設のバリアフリー化を計画的に整備を進める必要がある。今後、「総合的な中長期施設マネジメント計画」を策定し、最低限計画的に行っていく整備と、新たな障がい者の受け入れ時に行う改善整備に分けるなど、効率的な整備が必要となる。

事で、別の利用者にとってのバリアが生じることもあった。多様な利用者の声を詳細に聞く場を設け、さらに有意義な整備のための知恵を貰うことが重要であり、そのための全学的な方針と、要望から整備・運用に至るフローを明確にする必要がある。

2.2.4 利用者参画の必要性

UDにおいては、利用者の声に基づく、利用者にやさしいデザインが何よりも重要である。しかしながら、これまでの学内整備においては、利用者が参画するための枠組みが明確にされていなかった。これまでも、部局の担当者が、障害学生支援室等に個別に相談しながら、部局や本部が対応を行ってきたが、障がい者の実際の行動や心理に対する十分な理解なしに整備をしてしまうこともあった。また、当該利用者の要求にのみ応える

子育てと仕事の両立をサポートする空間

工学部施設整備推進室 太幡英亮

日々の暮らしの中で「子育てと仕事を両立できること」は、男女関係なく、我々にとって当然守られるべき権利の一つと言えるでしょう。なぜなら、未来を担う子どもを産み育てる事は単に個人的な問題ではなく、社会の存続に関わる重要な課題であるためです。しかしながら、現在の日本社会は、長時間労働、保育施設の不足、保育料の問題、少子化、世帯人数の減少、地域コミュニティの不在といった多種多様な問題が複雑にからみあった難しい課題を抱えています。ネグレクト（育児放棄）の深刻な問題なども新聞等で頻繁に取り上げられています。「子育てと仕事を両立できること」は極めて社会的な課題であるからこそ、UDの理念に基づき、子育て中の親が仕事や社会に参画しやすい環境を整える事が重要と言えるでしょう。

本学でも女性教職員が増える中で、子育て研究者、特に大学の教育研究職という限られたポストの関係で配偶者と離れて住む「単身子育て教員」が多数存在します。こうした背景から、子育てワーカーの抱える課題を調査し、学内に子どもを連れて来て集まって、又は個人的に会議や仕事ができる「子育てコ・ワークプレイス」をつくり、実証実験するプロジェクトを進めています（図-1）。同様のコンセプトを掲げた民間事例も東京、大阪を中心に出て来ており現在調査を進めています。ある事例では地域の子育てママが集まり、子育てしながらできる仕事を協力して作り上げ、新しい価値をつくる「イノベーター」、地域の担い手「ロコ・ワーカー」として活躍するためのベースキャンプとなっています。

UDの理念に通ずる男女共同参画の観点からも、ベビーカーでアクセスできる環境や、授乳室や休憩室、子育てワークプレイスなどの整備が重要となるでしょう。さらに、大学が都市の縮図として社会に率先した取組みをしてくためにも、学内に子どもが居る事が「日常の風景」となることを目指すのはいかがでしょうか。もちろん、学内構成員の共通理解が必要になりますが、いずれ本学の文化として育っていくとよいと思います。



図-1 子育てコ・ワークプレイス 実証実験の様子

施設管理部website

施設管理部 新美雅則

施設管理部では、日常業務や新たな取り組みについて、学内の学生・教職員に知ってもらうことと地域社会へのアカウンタビリティの観点からホームページ（図-1）を公開しています。

ホームページは、法人化後に開設し、施設に関する最新ニュースや安全対策・環境活動・工事情報などを紹介するとともに、「名古屋大学 CMP 2010」、「名古屋大学キャンパス・サインマニュアル 2012」、「名古屋大学施設報告書 2013」など参考となる資料を掲載しています。

このホームページは職員により作成・更新され、情報量が増えるたびに、見やすくなるようリニューアルしてきましたが、増え続ける情報により、現在、古い情報が削除されない、階層が深くなるなど、不要な情報や埋もれた情報も多くあり

ます。検索しなければ必要な情報にたどり着けない、検索したが古い情報になっているところも見受けられ、大規模なリニューアルが必要だと感じています。課題となっている多数の情報を整理し、より見やすいホームページに改善し、継続して本学の施設管理部の取り組みを紹介できればと思います。

(<http://web-honbu.jimu.nagoya-u.ac.jp/fmd/>)

○名古屋大学施設報告書 2014（図-2）

近年の施設設備の現状課題、そして課題解決に向けた施設マネジメントの取り組みを本学の学生・教職員のみならず、地域や他大学など、幅広い方々を対象として年に1度取り纏めています。



図-1 施設管理部ホームページ



図-2 名古屋大学施設報告書 2014

第3章

これからの施設整備

3.1 施設整備の指針

3.1.1 施設整備の流れとユニバーサルデザイン・レビュー

学内施設は、多種多様な施設が存在し、一律の仕様では細部までカバーすることができない。従って、その都度、障がい者、女性教員、外国人留学生など多様な視点に立って適切に計画する必要がある。

そのため設計あるいは施工の適切な時期に「UD

レビュー」(図-3-1)を行いながら計画を進める必要がある。UD レビューとは、基本計画・基本設計・実施設計・施工・運用管理の各段階において、UD の視点からの設計の見直し(レビュー)を行うことである。改善整備の設計段階において、利用者が設計内容を確認できる機会を持つ事や整備後の利用段階において、利用者による検証がなされることで、今後の整備にフィードバックできる利点を持つ。

なお、新たに整備する施設だけでなく、既存施設で本章の指針に不適合な部分は、本章で定める優先順位をもとに、計画的に整備を進める。

各ステップでの主な作業	施設整備の流れ	UDレビュー
STEP1 コンセプト,ニーズ把握	企画構想	
STEP2 ゾーン分け,動線計画	基本計画	整備範囲,ゾーニング,動線計画, アプローチ
STEP3 平面計画,各部寸法	基本設計	高低計画 平面計画,断面計画,各部寸法
STEP4 詳細計画,機器仕様	実施設計	平面詳細,高低計画,機器選定
STEP5 仕上げ,細部確認	施工	機器配置,色彩計画,安全確保, モックアップ
STEP6 不具合部分の確認	運用管理	点検調整,使いやすさの検証
STEP7 データ蓄積,改善	評価	

※上記STEPのUDレビューは、主に支援組織(障がい・国際・男女共同参画)により行われる。

図-3-1 UD レビューフロー図

3.1.2 部位別の標準仕様

施設整備において、細部にいたる仕様についてはUDレビューで進めていくことになるが、ここではUDの視点で必要となる標準的な仕様を示す。一方、UDに関する基準については、国土交通省のUDに関する基準、愛知県のバリアフリーに関する基準など、複数存在する。施設管理部においても施設整備の標準仕様を作成しており、それらの基準は重複している部分もあり、部位別の基準を次頁に整理した。これらの基準を標準的な仕様とし、細部の仕様についてはデザインレビューをした上で施設整備を行う。

○ UDに関する基準

- ・『名古屋大学施設整備標準仕様』(平成27年度版)
- ・愛知県『人にやさしい街づくりの推進に関する条例の解説』(学校その他これに類するもの)(改訂三版)(平成25年6月)
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『官庁施設のユニバーサルデザインに関する規準及び同解説』(平成18年度版)
- ・文部科学省『国立大学等施設設計指針』(平成26年7月)

〈部位別の各種基準〉

	名古屋大学施設整備標準仕様 (平成27年度版)	愛知県人にやさしい街づくり (改訂三版)	国土交通省 官庁施設のUDに関する規程及び同解説	文部科学省 国立大学等施設設計指針(平成26年7月)
案内表示	3-6-7.サイン ※名古屋大学キャンパス・サインマニュアル2012による	第2部 1 基本的な考え方 (建築物の用途別基準適用表) 第2部 2 整備マニュアル (1)建築物 案内表示	(3)情報 ①視覚情報 ②聴覚情報 ③音声情報	—
講義室	7-3.講義スペース	—	—	第2章 教育研究空間の最適化(講義スペース)
研究室・実験室	7-4.実験・研究スペース 7-5.教員スペース 基本計画図(教員室標準仕様) 基本計画図(研究室・プロジェクト室標準仕様) 基本計画図(実験室・研究室・オープンラボ標準仕様)	—	—	第2章 教育研究空間の最適化(実験・研究スペース, 教員スペース)
会議室・講堂	7-6.会議室・講堂	—	(2)行為空間 ③執務室, 会議室	—
食堂・売店	7-7.食堂・売店	—	(2)行為空間 ③食堂	—
女性休養室・授乳室	7-8.女性休養室・授乳室 基本計画図(休養室・授乳室 標準仕様)	—	(2)行為空間 ⑦授乳室等 ⑩職員休養スペース	—
交流スペース	7-1.リフレッシュスペース(コミュニケーションスペース) 7-17.給湯室及びリフレッシュコーナー	—	—	第2章 教育研究空間の最適化(コミュニケーションスペース)
ラーニング commons	7-2.学習スペース(ラーニング commons等)	—	—	第2章 教育研究空間の最適化(能動的学習支援スペース)
事務室	7-9.事務スペース	—	(2)行為空間 ③執務室, 会議室	—
敷地内通路	3-5-5.スロープ 3-5-6.点字ブロック 7-21.敷地内通路 基本計画図(屋外通路点字標準仕様)	第2部 1 基本的な考え方 (建築物の用途別基準適用表) 第2部 2 整備マニュアル (1)建築物 敷地内の通路	(1)-1 移動空間(建築物外部) ①敷地出入口 ②歩行者用通路 ③階段・スロープ	—
廊下等	3-6-2.内部床 3-5-6.点字ブロック 7-12.廊下	第2部 1 基本的な考え方 (建築物の用途別基準適用表) 第2部 2 整備マニュアル (1)建築物 廊下等	(1)-2 移動空間(建築物内部) ④廊下 ⑤スロープ	—
出入口	7-10.エントランス・外部出入口 7-11.エントランスホール 基本計画図(玄関標準仕様)	第2部 1 基本的な考え方 (建築物の用途別基準適用表) 第2部 2 整備マニュアル (1)建築物 出入口	(1)-2 移動空間(建築物内部) ①玄関廻り・建物出入口 ⑤玄関ホール ⑨各室出入口	—
階段	7-14.階段 基本計画図(階段標準仕様)	第2部 1 基本的な考え方 (建築物の用途別基準適用表) 第2部 2 整備マニュアル (1)建築物 階段	(1)-2 移動空間(建築物内部) ⑥階段	—
エレベーター	5-3-10.昇降機設備 7-13.エレベーターホール 基本計画図(エレベーター標準仕様)	第2部 1 基本的な考え方 (建築物の用途別基準適用表) 第2部 2 整備マニュアル (1)建築物 エレベーター	(1)-2 移動空間(建築物内部) ⑦エレベーター	—
一般便所	7-15.便所 基本計画図(一般トイレ標準仕様)	第2部 1 基本的な考え方 (建築物の用途別基準適用表) 第2部 2 整備マニュアル (1)建築物 一般便所	(2)行為空間 ④トイレ	—
車いす使用者便所	7-16.多目的便所 基本計画図(多目的トイレ標準仕様)	第2部 1 基本的な考え方 (建築物の用途別基準適用表) 第2部 2 整備マニュアル (1)建築物 車いす使用者便所	(2)行為空間 ④トイレ	—
駐車場 駐輪場	—	—	(1)-1 移動空間(建築物外部) ⑥駐車場	—
車いす利用者用 駐車場	—	第2部 1 基本的な考え方 (建築物の用途別基準適用表) 第2部 2 整備マニュアル (1)建築物 駐車場	(1)-1 移動空間(建築物外部) ⑥駐車場	—

3.1.3 多様な構成員に対する特に配慮する事項

障がい者，女性教職員，外国人留学生などの多様な視点に立ち施設整備をするにあたり，特に配慮すべき事項を以下に示す。

○共通事項

- ・学食等の福利施設・公開施設には全ての利用者が日常的に使用できるエレベーターを設置する。
- ・建物のメインとなる出入口には自動ドアを設置する。
- ・事故の原因となる段差は解消する。
- ・夜間，防犯及び通行上支障とならない明るさを確保する。特に階段については視覚障がい者に配慮し，日中においても安全上支障のない明るさを確保する。

○視覚障がいの視点

- ・当該学生の利用ルート及び施設内に点字ブロックを設置する。
- ・視覚障がい者のために学内案内板をデジタル化するとともに，音声ガイダンスの設置を検討する。
- ・学内利用ルートに段差や足が取られるような歩きにくい箇所や，凸凹などがないかを確認するとともに，常に良好な状態を保つ。
- ・人や自転車，車の往来が多く安全性が確保できていない箇所がないかを確認するとともに，常に良好な状態を保つ。
- ・階段の段鼻は目立つようにし，かつ，階段と段鼻

の材質を変えて足触りで判断できるようにする。

- ・当該学生の利用施設内の掲示物や，学内サインなどが見やすいかを確認するとともに，常に良好な状態を保つ。
- ・特に，高い位置に設置したサインは遠くから視認しやすいが，一方でそのサイズが十分大きいかを確認するとともに，常に良好な状態を保つ。
- ・目から対象サインまでの距離を考慮した上で文字サイズやサインの大きさを決める。

○聴覚障がいの視点

- ・視覚情報が重要になるため，見やすい，また分かりやすい施設やサインとする。
- ・ドアの向こうや見通しの悪い廊下や道路など，音による危険察知ができない箇所は，視覚により室内や周辺状況が確認できるようスリットガラスやカーブミラー等を設置する。
- ・災害時において緊急放送や周囲のざわめきなどの音によって危険察知できないため，文字放送サービスの文字情報やフラッシュ光等で危険を伝える設備を設置する。

○病弱・虚弱・内部障がいの視点

- ・少しの移動でも負担が大きいため，学内のメイン通りには休息のとれるスペースやベンチを設置する。
- ・極端に疲れやすい体質の障がい者が利用する建物には，横になれる休憩室を設置する。
- ・オストメイトが使用できる多目的トイレはニーズにより設置する。また，新たなニーズに対応

できるよう工事完了後に容易に設置できるようあらかじめ必要となる給排水設備等を設置しておく。

○肢体不自由の視点

- ・肢体不自由の状態によっては、一般的な車いすの規格サイズよりも大きいものや異なる形状の車いすがあるため、スペースに余裕のある場合は、広めの多目的トイレを整備する。
- ・上記と同様によりエレベーターや建物や部屋の入り口の幅の広さを検討する。
- ・階段の手すりは、左右両方に設置し、可能であれば身長の高い人や低い人でも使える二段のものを設置する。
- ・幅の広い階段は、階段の中心にも手すりを設置する。

○外国人留学生の視点

- ・学生、外国人留学生、教員、外国からの来訪者が交流できる憩いの国際交流スペースを設置する（図-3-2）。
- ・思想、宗教、国籍を問わない多目的スペースを設置する。
- ・学食のメニューは英語を表記するとともに、材料表示を行う。
- ・案内図は建物数が多く読みづらいため、デジタルと併用して検索できる仕組みが必要である。
- ・外国人留学生や外国からの来訪者が利用できる総合案内サービスの構築が必要である。



図-3-2 車座になって座れる交流スペース

○男女共同参画の視点

- ・部局主導の整備については、その情報は施設管理部、男女共同参画室、施設・環境計画推進室で共有する。
- ・キャンパス利用者は、幅広い年齢層であることを前提とした安心・安全な環境となるよう整備する。
- ・学内保育園や学内学童保育所を利用する幼児や学童の安全にも配慮し、必要に応じて、保育士や指導員の意見をもとに定期的に現地調査を行いながら改善する。
- ・新築・増築の建物には、多目的トイレを設置する。
- ・特に公共性の高い既存建物には、おむつ替え台、ベビーチェア、オストメイト等を設置する。
- ・トイレに関する情報は、施設管理部と男女共同参画室とで共有し、更新を図る。
- ・事前に、どこに多目的トイレがあるかなどの情報が得られるようウェブ上で地図を公開し、逐次更新する。
- ・女性休養室等の設置場所、室内の備品等に関する情報は、施設管理部と男女共同参画室で共有、

更新していくが、防犯等に配慮し、情報公開は行わない。

- ・新築・増築の教育研究施設については、教職員の健康に配慮した休憩室、あるいは授乳等が可能で、幼児の安全面に配慮した育児（子育て）支援室を適宜設置し、モデルとなる室内および備品情報を共有する。
- ・既存の女性休養室については、ニーズに応じた整備と、利便性の向上を図る。
- ・利用対象を女性や子育て世代に限定しない、多世代が交流できる交流スペースを設置し、キャンパスの活性化を図る。
- ・学会、研究会開催時に、学外者の子連れ来校にも対応できる子育て支援共用スペースを設置する。

3.1.4 屋外環境に対する特に配慮すべき事項

屋外環境に関する課題は多く配慮する点も多い。例えば、駐輪や駐車においては台数が多いため、減らしてほしいという意見もある。

駐輪場については、車輪固定式駐輪設備の整備や自転車利用者への課金制度を含めて改善を検討しているものの、現状では整備が遅れている。駐輪場整備については、建物近くに自由に放置されている駐輪場所や台数から必要となる台数と場所を調査して順次整備していく必要がある。また、ハード面の対策だけではなく、駐輪マナー向上のソフト面の対策も必要である。

駐車場については、課金制で運用しているが、現在、セキュリティ等を考慮しながら、ナンバー

自動読取方式等入構システムの導入を含め改善を検討している。

台数制限や駐輪場・駐車場の確保については、キャンパス計画に大きく関わるため、抜本的な改善策はCMPで検討し、ここではUDの視点での配慮すべき事項を示す。

○歩道

- ・歩道脇にある椅子については、体温が下がるコンクリート製とせず、体温の下がらない木製等とする。
- ・歩道と車道の段差が高いと危険であるため、極力段差は少なくする。
- ・歩道の雨水対策用の傾斜について、傾斜がきついと車いすの移動時に舵がとられやすいため、傾斜は緩やかにする。
- ・歩道への点字の設置は、車いす利用時にタイヤが点字に当たらないよう配慮する。
- ・点字は、つまずきの原因にもなるため、必要最小限の設置とする。
- ・自動二輪進入禁止用ポールは、車いす利用の支障になるため、設置の際は十分に検討する。
- ・側溝の蓋やマンホール蓋は、雨天時に滑りにくいものとする。
- ・歩道と車道の交差部に設置する縁石は、車いすの乗入れが容易にできるゆるやかな傾斜とする。
- ・幅員のある階段には、階段の中央部にも手すりを設置する。
- ・スロープに設置する手すりの位置は、車いす利用者及び下肢障がい者の両者に配慮するとともに

に、可能な場合は、それぞれの高さ位置に設置する。

- ・スロープと人の流れが逆行しないよう計画し、使いやすいスロープを設置する。
- ・歩道と車道が交差する場所で、車いす利用において死角となる場合は、目線となる場所にカーブミラーを設置する。
- ・不要となった看板等は通行の支障となるため撤去する。

○駐輪場

- ・サイドスタンドのない自転車は、スロープの手すり等に錠をかけて駐輪されており、車いす利用に支障をきたしている。このため、サイドスタンドのない自転車が駐輪できるサイクルラックや固定金具のある駐輪場を整備する。
- ・植栽帯の空スペース等を活用し、駐輪スペースを確保する。
- ・見回りや取り締まりを強化するとともに、注意喚起を継続的に行う。

○駐車場

- ・交差点の隣接位置に自動車があると、車いす利用者の目線（図-3-3）に自動車が入り、交通事故につながる危険性があるため、交差点付近には駐車場を設置しない。なお、一般利用者は見渡せる（図-3-4）。
- ・歩行動線上に駐車場（図-3-5）があると、歩行時に支障となるため、歩行動線上に駐車場（図-3-6）を設置しない。



図-3-3 車いす利用者の見え方



図-3-4 歩く人の見え方



図-3-5 歩行動線に駐車場



図-3-6 自動車が邪魔になり通行できない

3.1.5 サインに対する特に配慮すべき事項

サインについては、意見交換と現地調査から、総合案内図は建物数が多く見つけることが大変なため、例えば、ウェブを併用して簡単に見つけない、サインの設置位置を目線の高さにしてほしい、サインの文字を大きくし字体を太字にほしい、また、漢字が読めない外国人留学生からは「よみがな」を付けてほしいといった意見があった。そこで、現在計画している全学案内板の更新では、四谷通り沿いに設置してある一部の案内板については、横長タイプとし、高さを2 m程度と低くすることとしている（図 3-7-1）。従来より文字を大きく見やすいものとし、さらに公開施設や食堂などの案内、キャンパスマップやバリアフリーマップに直接アクセスできるQRコードを掲載し利便性を高める（図 3-7-2）。

現在策定されている名古屋大学サイン・マニュアル 2012 により仕様が示され、これに基づき整備していくこととされているが、前段のような意見が多方面から寄せられるなど、サイン・マニュアルも見直しの時期に来ており、これまでの運用も踏まえた、サイン・マニュアルを改善していく必要がある。また、アプリケーションの開発やデジタルサイネージの設置等、大学という利点を活かした新たなサインを導入していくことも重要である。このほか、衝突防止サインに関して、視覚に障がいのある者だけではなく、健常者にとってもぶつかり防止機能を持つサインである。ITbM

（トランスフォーマティブ生命分子研究所）では、建物名を表すロゴや化学記号を抽象化したデザインとすることで、機能と建物の特徴を表出するようにした（図 3-8-1）。また、ナショナル・イノベーション・コンプレックス（NIC）では、エレベーター前の床と壁を階別に異なる彩度の高い色彩で塗ることで、視覚障がい者だけではなく、健常者にとっても着床階を認識しやすいデザインとした（図 3-8-2）。



図 3-7-1 全学案内板 更新案



図-3-7-2 全学案内板 更新案拡大図



図-3-8-1 ITbM で検討中の衝突防止サイン



図-3-8-2 エレベーター前の床壁面の色が着床階を認識させる

人々の不適切な利用や二次的に生じるバリア

障害学生支援室 佐藤剛介

図-1をご覧ください。近年流行しているロードバイクがスロープに括り付けられています。このロードバイクは、軽さを追求した結果、フレームが歪みやすく、重さが左右不均等にかかるスタンドが装着されていないものがほとんどです。したがって、自立できず通常のように駐輪できません。倒れないようにどこかに立てかけ、かつチェーンロックで繋いで盗難防止をしているようです。結果、学内の至る所に写真のように自転車が括り付けられています。この写真で特に問題なのは、スロープの中に自転車を停めている点です。この写真では、まだスペースが確保されているので、車いす利用者もなんとか使えますが、危険ですし、迷惑です。

次に多目的トイレ（図-2）（図-3）をご覧ください。トイレの前にキャビネットが置かれています。またトイレ室内には、使用されていない机と椅子が入れられています。これでは車いす利用者は、この多目的トイレを利用することはできません。一方で、この多目的トイレを利用する車いす利用者もいない、もしくは、このトイレの利用頻度が低いため、こういった状況が生まれている可能性も考えられます。利用者の少ない障がい者用設備（特にUDでないもの）の維持を支えるためには、ある程度人々に利用されるものである必要があります。そう言った意味でも、障がい者だけでなく多くの人にしっかりと利用されるUD設備の計画的設置が必要です。

同様に自転車問題のケースを紹介しますが、無秩序な駐輪や駐車（例、歩道を狭めている駐輪、

学内の道路交差点での道路脇駐車）によって、移動空間が損なわれたり、視認領域が狭くなったりと、車いす利用学生、視覚・聴覚障がいの学生などにとって危険性の高い環境が生み出されることがあります。ルール違反だが目的地に近い、丁寧に駐輪スペースに並べるより単純に楽だなどの個々人の利益（楽さ）を追求した結果です。しかし皆がそれをやってしまうと悲惨な駐輪状況になってしまい、自分が停めた自転車を、再度使用する際に取り出すのも面倒な状況になってしまいます。さらに、適切な駐輪に協力しない人が多いのであれば、自分も協力したくはないものです。自分だけがルールを守って、遠くの駐輪場を使うのは面白くありません。夏場のエアコン利用による節電の取り組みも同じ問題を含んでいますが、こういったことは個人のモラルと切り離して考える必要があります。頭では、学内の美化を損ねる、節電にならないとわかっていても、人は純粋に楽な方をとるものです。個人へのモラル教育も重要ですが、こういった人々の望ましくない集合行動を抑制する制度の導入も必要ではないでしょうか。例えば、ルール違反者には罰則を儲けるのもひとつですし、ルールを遵守している人々や部局には、なにかしらの報酬を与えることもそうです。もしくは、適切な施設利用行動を導く「なにかしらの仕掛け」を用いてはどうでしょうか。例えば、自慢のロードバイクを人に見せびらかしたい人が使いたくなる駐輪場を作るなど（図-4）、人々のある種の行動を誘発する仕掛けがあるとよいのかもしれません。



図-1 スロープに駐輪されたロードバイク



図-2 多目的トイレの扉前に置かれたキャビネット



図-3 多目的トイレ内に置かれた家具



図-4 ロードバイク用駐輪場

地域連携

工学部施設整備推進室 太幡英亮

大学キャンパスは、地域連携や産学連携の拠点として重要な位置づけを与えられるようになり、単に学内の学生や教職員が利用し易ければよいという状況ではなくなりつつあります。特に東山キャンパスは、中央に地下鉄駅を抱え、四谷通り沿いに塀のない開かれたキャンパスとして、地域の方の憩いの場となっています。また、豊田講堂やES総合館をはじめとした公開施設では極めて頻繁に、学外者を対象としたセミナー等のイベントが開催されています（図-1）。

こうした状況から、大学施設の公共性は極めて高いものであり、愛知県の「人にやさしい街づくり条例」を遵守する事を基本として、地域住民を含めた不特定多数の利用が想定される建物とそのアクセスルートについては、重点的に整備を行う必要があるでしょう。

また、国際連携も益々重要となり、本学の外国人留学生数も急増しています。例えば、海外から来た研究者が名古屋大学駅に降りてすぐ目に付く場所に、英語に対応した情報提供が受けられ、各種パンフレット等を腰掛けて閲覧できるようなインフォメーションセンターがない状況は、大きなバリアとなっているでしょう。

本学のUDでは、こうした来訪者への対応が今後さらに重要となると考えられます。



図-1 ES総合館エントランスホール

第3章

これからの施設整備

3.2 マネジメントの指針

3.2.1 PDCA (Plan-Do-Check-Act) の必要性

キャンパス整備に関する上位計画である CMP 2010 では、マスタープランに基づくプロジェクトの立案、事業化までの管理、施設環境の品質維持、そのための運営や評価、さらにそのフィードバックという PDCA サイクルとそれを統括するファシリティマネジメントの必要性が謳われている（図-3-9）。

施設整備の一環であるキャンパス UD の実現のためにも、同様に、ファシリティマネジメントの概念に基づいた PDCA サイクルをまわしていくことが求められる。図の中央にある「統括マネジメント」は、サイクルをまわすエンジンともいえるべきもので、体制やデータベース、基準からなる。ファシリティマネジメントでは、的確な情報を得

ることが極めて重要であり、その分析によって戦略・計画の立案、マネジメントの推進が可能になるとされている。

こうした観点から見ていくと、従来、障害学生支援室、国際教育交流センター、男女共同参画室などの関係部署、あるいは部局が個別に施設整備の要望をあげ、長期的な計画がないままに整備が成されてきた現実がある。このため、「戦略・計画」段階にあたる中長期的な視点に基づき、適切に予算・財源を確保した計画立案が重要となる。また、整備後に点検評価を行い、不具合箇所の有無を把握した上で新たな計画に反映していくことが重要となる。点検評価としては、例えば、障がいのある学生だけではなく、異なる立場のキャンパス構成員からの声を拾うべきである。そのためにも体制の構築が急務である。こうした一連の作業をデータとして保管し、履歴管理が行われることにより、担当者が代わっても適切な引き継ぎが可能となる。

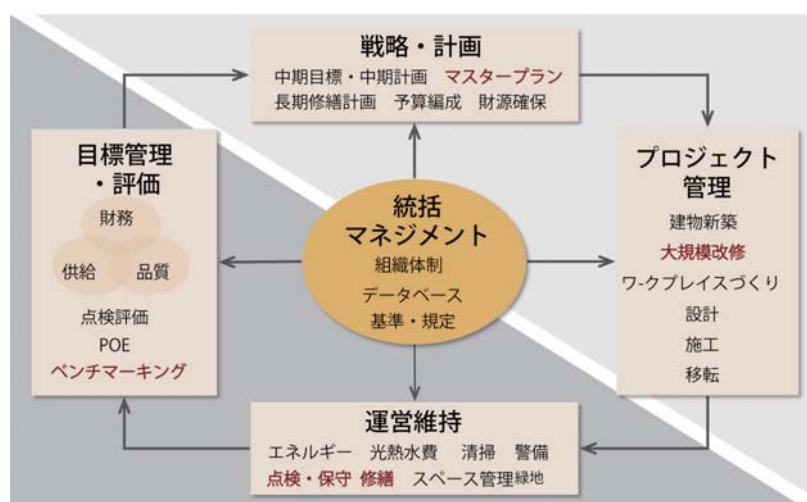


図-3-9 PDCA サイクル

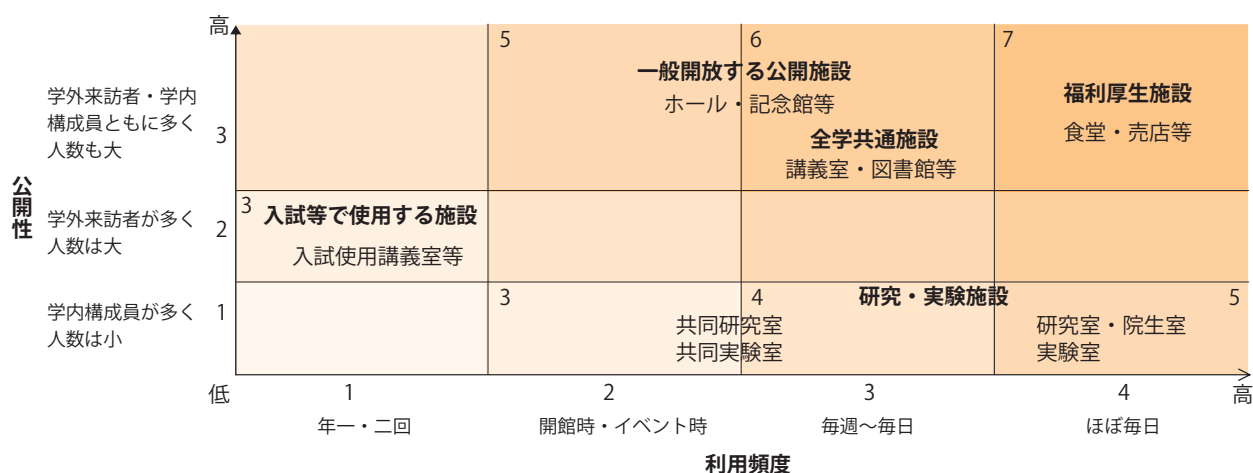
3.2.2 既存施設改善整備の優先順位

これまで障がいのある学生や外国人留学生、またその支援者から、食堂・購買の福利厚生施設、ホールや記念館の一般公開施設、入試等で使用する講義室といった多くの利用施設（公開性の高い施設）を円滑に利用したいと意見があった。これを受けて既存建物の改修整備にあたっては、一度に多数が利用する施設を重視し、優先順位付けを行った。図-3-10は、それらの利用施設のうち、日常的な利用が多い施設ごとに区分し、優先度をつけたものである。日常的な利用の多い順（利用頻度）として、食堂・購買の福利厚生施設、日常利用する講義室・図書館、ホールや記念館の一般公開施設としている。東山キャンパスにおいては多くの施設があり、限られた予算の中での改善整

備となるため、特にキャンパス内にある研究・実験施設においては、障がい学生等の利用が生じる場合に、随時、改善整備するものとし、図-3-10で示した優先度の高いものから整備することとする。

○既存施設の改善整備計画

障がいのある学生、外国人留学生との現地調査や意見交換により課題を把握し、改善費用を算出し、優先順位に基づき、年次計画表（図-3-11）を作成した。但し、毎年確保できる予算が限られているため、年次計画を見直していくこととする。年次計画を実施する際には、支援者や利用者とのヒアリング（UDレビュー）を十分に行い、失敗のない整備を行う。今後新たに整備する建物においても、UDの観点から、支援者や利用者十分に調整しながら計画することとし、過剰整備にならないよう配慮する。



※ マトリックス内の数字は利用頻度、公開性に応じた点数付けを合算した数値。大きいほど優先的に整備する目安とする。要望や緊急性があった場合など、個々の施設や実情を勘案し、個別の判断が必要な場合は適宜対応する。研究実験施設については、該当者がいた場合、随時整備を行うこととする。

図-3-10 優先順位の考え方

■ユニバーサルデザイン整備の年次計画(一部抜粋)

エリア 番号	公開 性	利用 頻度	緊急 度	総合 優先 度	項 目	該当場所	対応策	障 害 対 応	男女 共同 対 応	国際 対 応	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1 以 降	要望先
C-4-④	3	4	2	A	玄関スロープ(手すり無し、点字ブロック無し)	総合案内所 屋外	スロープ改修(手すり設置、字ブロック敷設)	○								H26年度施設管理部 建物内点検バトロール
C-4-④	3	4	2	A	四谷通(敷地外)から総合案内所受付まで点字ブロックなし	総合案内所 屋外	点字ブロックの延長	○								H26年度施設管理部 建物内点検バトロール
B-5-⑥	3	4	2	A	スロープの手すりが低い	南部厚生会館 屋外	手すりの位置を高くする	○								障害学生意見交換会 (下肢障害学生)
B-5-③	3	4	2	A	南部生協前の階段をあがれるが、下りる時はスロープを使うため、遠回りをする(手すりの設置)	南部厚生会館 屋外	スロープに手すり設置	○								障害学生支援室
B-5-⑦	3	4	2	A	歩道に車止めポールがあり、幅が狭い	南部厚生会館東側 屋外	車止めポールの撤去	○								障害学生意見交換会 (下肢障害学生)
B-5-①	3	4	2	A	南部厚生会館の内部階段の手すりが片側しかない	南部厚生会館 屋内	内部階段の両側に手すり設置	○	○							男女共同参画室、障害学生支援室、施設管理部による現地調査
B-5-①	3	4	0	B	案内設備(案内板設置無し、点字表示無し、外国語表記等無し)	南部厚生会館 屋内	案内板の設置、点字表示の設置、案内板に外国語表記する	○	○							H26年度施設管理部 建物内点検バトロール
B-2-①	3	4	0	B	玄関スロープ(W120cm、手すり無し、勾配1/15以上、点字ブロック無し)	北部厚生会館 屋外	W140cmに変更、手すり設置、勾配1/15以下、点字ブロック敷設	○								H26年度施設管理部 建物内点検バトロール
B-2-①	3	4	0	B	案内設備(点字表示無し、外国語表記等無し)	北部厚生会館 屋内	点字表示の設置、案内板に外国語表記する	○	○							H26年度施設管理部 建物内点検バトロール
D-3-①	3	3	2	B	学内で車が止まらず走り抜けることが多いため、学内に止まれマーク、横断歩道マークなど作ってほしい。	構内道路	学内道路に「停止」表示もしくは「横断歩道」表示		○							男女共同参画室
C-3-④	2	3	2	B	階段にスロープが無い	経済学部本館前クリーンベルト	階段にスロープを設置	○								障害学生意見交換会 (車いす学生)
B-4-⑧	2	3	2	B	鉄板で段差解消している	全学教育棟 屋外	スロープの設置	○								障害学生意見交換会 (下肢障害学生)
B-4-⑤	2	4	0	C	スロープの有効幅1.4m未満	全学教育棟 東側スロープ	スロープ改修	○								ユニバーサルデザイン対策 (調査25年度)
B-4-⑤	2	4	0	C	スロープに立ち上がりなし	全学教育棟 南側スロープ	スロープ改修	○								ユニバーサルデザイン対策 (調査25年度)
各所	2	2	2	C	各所ベビーシート設置	建物内トイレ	ベビーシート設置	○	○							男女共同参画室、障害学生支援室、施設管理部による現地調査
C-4-①	1	3	2	C	階段の両側に手すり無し	文系総合館 屋内	両側に手すりを設置	○								障害学生意見交換会 (下肢障害学生)
B-4-⑦	1	3	2	C	渡り廊下が手動扉(重たい)	文系総合館 屋内	自動扉に変更	○								障害学生意見交換会 (下肢障害学生)
B-4-①	3	3	0	C	グレーチングピッチ幅15mm以上	構内道路(教育学部入口)	グレーチング改修	○								ユニバーサルデザイン対策 (調査25年度)
E-4-⑤	1	3	0	D	自動扉なし	インターナショナルレジデンス東山 屋内	建具改修	○								ユニバーサルデザイン対策 (調査25年度)
B-2-③	1	4	0	D	自動扉なし	航空・機械実験棟 屋内	建具改修	○								ユニバーサルデザイン対策 (調査25年度)
B-2-②	1	4	0	D	自動扉なし	高効率エネルギー変換施設 屋内	建具改修	○								ユニバーサルデザイン対策 (調査25年度)
E-5-③	1	4	0	D	自動扉なし	総合保体科学センター 屋内	建具改修	○								ユニバーサルデザイン対策 (調査25年度)
D-4-②	1	3	0	D	グレーチングピッチ幅15mm以上	本部2号館 屋外	グレーチング改修	○								ユニバーサルデザイン対策 (調査25年度)

図-3-11 年次計画表

3.2.3 財源確保と中長期保全計画との関係

優先順位を踏まえた計画的な整備を行っていくためには、定常的な予算を投じていく必要があるが、厳しい予算の状況下では、確保できた予算の中で遣り繰りしていかなければならない。現状としては、平成 21 年度に作成した「基幹設備等の中長期保全計画」に、今回作成した UD の改善整備計画を盛り込み、施設維持管理の総合的な中長期施設マネジメント計画（図 -3-12）に見直し、UD の改善整備を行うこととする。

○外部資金の活用

予算の厳しい状況下においては、外部資金を活用して整備を行う必要がある。これまで外部資金を活用した実績として省エネ改修が上げられるが、UDの改善整備においても外部資金をリサーチし、積極的に活用していく必要がある。

図-3-13 は、国土交通省の補助金として、「建築物ストックの総合的な質の向上を図るため、省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修を行う」ことを目的に国が支援するものがある。このような補助金を日ごろからリサーチし、活用の可能性があれば積極的に活用していく。

[illegible]

図-3-12 中長期マネジメント計画（例）

建築物省エネ改修等推進事業

H26年度当初予算案：環境・ストック活用推進事業 17,609百万円の内数

建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。

要求の内容

【事業の要件】

以下の要件を満たす、建築物の改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
- ② 改修前と比較して15%以上の省エネ効果が見込まれること

【補助対象費用】

- 1) 省エネ改修工事に要する費用
- 2) エネルギー計測等に要する費用
- 3) バリアフリー改修工事に要する費用(省エネ改修工事と併せてバリアフリー改修工事を行う場合に限り)

【補助率・上限】

・補助率：1/3（上記の改修を行う建築主等に対して、国が費用の1/3を支援）

・上限

＜建築物＞

5,000万円／件(設備部分は2,500万円)

※ バリアフリー改修を行う場合にあっては、バリアフリー改修を行う費用として2,500万円を加算(ただし、バリアフリー改修部分は省エネ改修の額以下とする。)

＜支援対象のイメージ＞

- 躯体の省エネ改修
 - ・ 天井、外壁等(断熱)
 - ・ 開口部(複層ガラス、二重サッシ等) 等
- 高効率設備への改修
 - ・ 空調、換気、給湯、照明 等
- バリアフリー改修
 - ・ 廊下等の拡幅、手すりの設置、段差の解消 等

＜省エネ改修例＞



図-3-13 バリアフリー改修等の推進（出典先：国土交通省）

27

3.2.4 利用者の参画と UD 会議

利用者の意見反映のため、まずは施設改善フロー（図-3-14）を全学的に共有する事が必要である。この中で、第一に利用者が誰に相談すればよいのかを知ること、同時に部局担当者は多様な利用者の声を引き出す事が必要となる。第二に改善整備の計画段階において利用者の要望が計画内容に盛り込まれる段階にて、それぞれの専門分野からの意見を取り入れる機会を持つことが必要である。最後に UD レビューで検証がなされる事で、

今後の整備にフィードバックされる知見を得ることが重要である。

さらに、年に一回、「名古屋大学 UD 会議」を開催し、多様な利用者が集まる機会とする事で、利用者同士が情報交換を行い、お互いの要求を認識する事で、真に有意義な UD に向けて学び合うことを目指してはどうか。こうした機会が、これまで一人では声をあげられなかった利用者の存在を認識することにつながり、全ての利用者が助け合うための相互理解を深めることが大切できであろう。

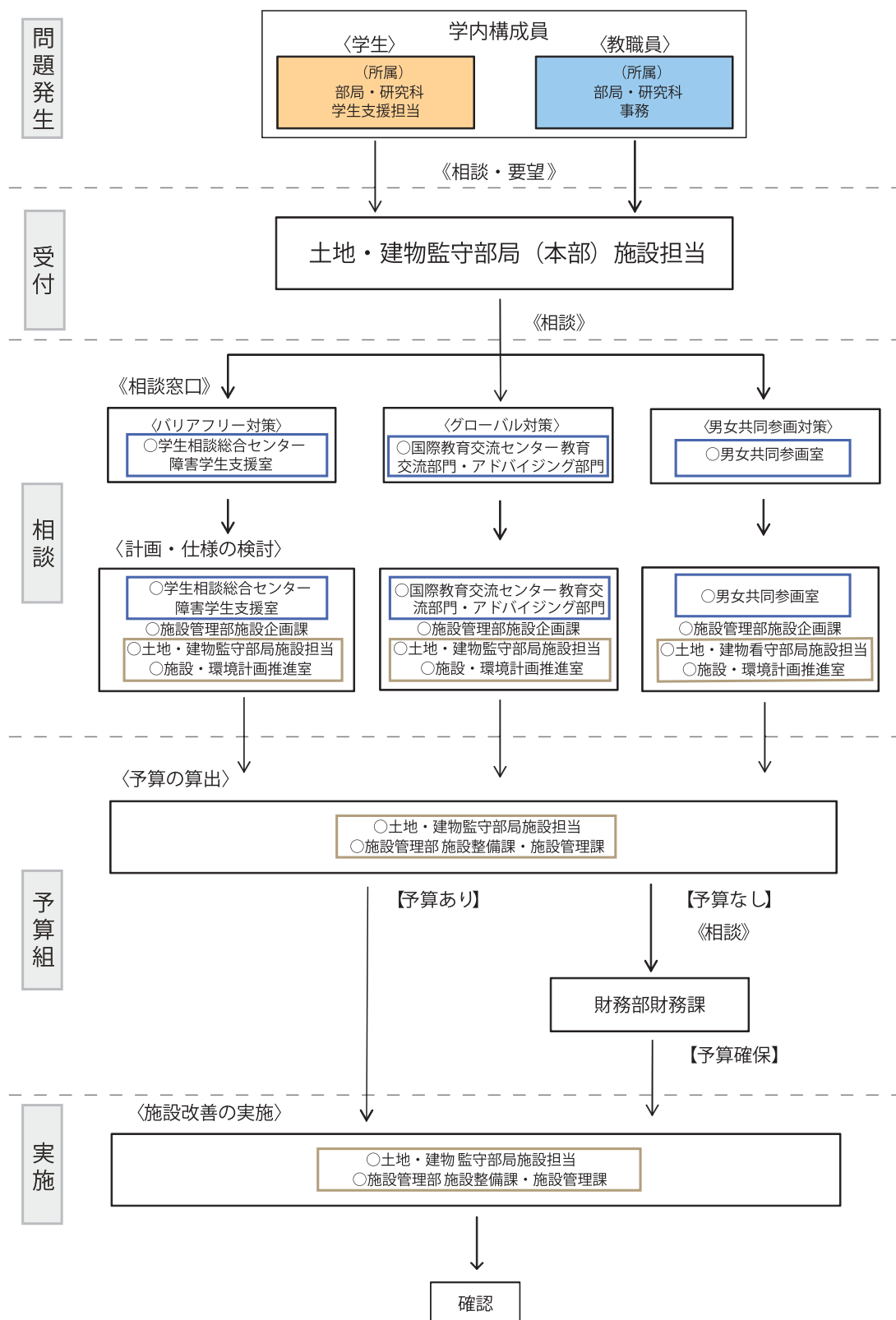


図-3-14 施設改善フロー

以下は、UDのうち、障がい等、国際化、男女共同参画、施設に関する窓口を示す。

○バリアフリーに関する窓口 名古屋大学障害学生支援室 (TEL)052-789-4756 (E-mail) sg-sien@gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp	○グローバルに関する窓口 名古屋大学国際教育交流センター (TEL)052-789-2198
○男女共同参画に関する窓口 名古屋大学男女共同参画室 (TEL)052-789-5987 (E-mail) kyodo-sankaku@adm.nagoya-u.ac.jp	○施設に関する窓口 名古屋大学施設管理部 (TEL)052-789-2115 (E-mail) sis-yos@adm.nagoya-u.ac.jp

また、平成25年度から、全部局管轄の建物を対象として設備・機器等にトラブルが発生した際に夜間と休日の緊急時の連絡先として緊急対応コールセンターを創設し、サービスの向上を図っている(図-3-15)。

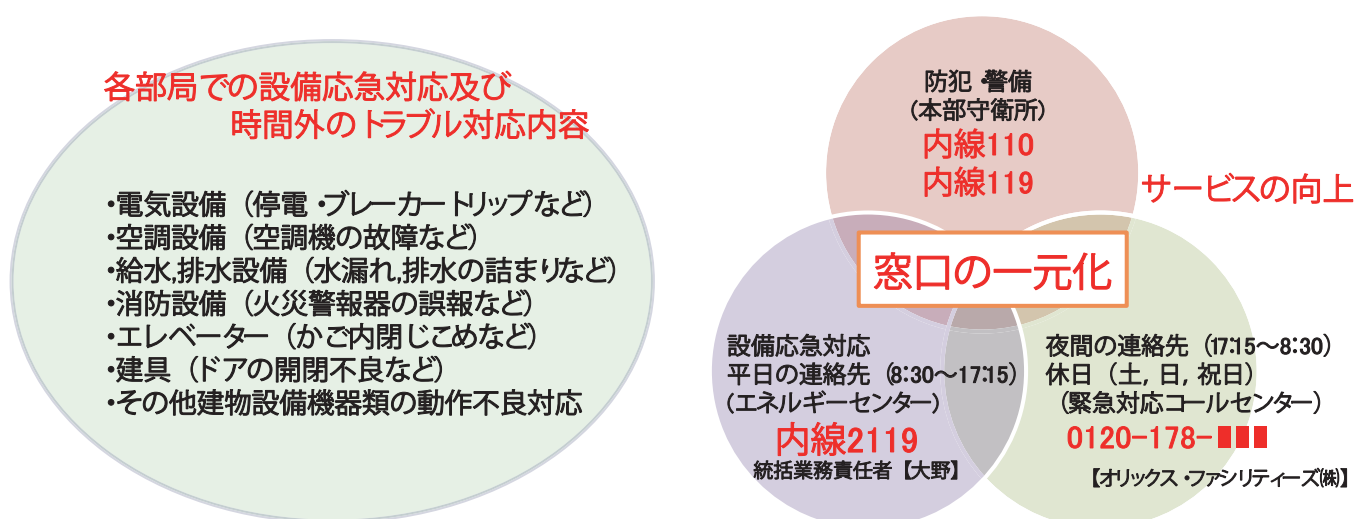


図-3-15 緊急連絡先

障がいのある学生と関わって

障害学生支援室 瀬戸今日子

障がいのある学生は、自分で移動できる方法や道順を考え、自分のペースで移動できる方法を見つけ、学生生活を送っています。その学生たちと関わっていて、いつも感じることがあります。不便な場所や通れず遠回りをする場所があるのに、キャンパスに対する苦情や改修の依頼などをなかなか伝えてこないのです。それは自分1人で通れる場所を通り、使えるところを使うというシンプルな行動でキャンパスでの生活を送っているからでしょう。より便利でより早く移動できるルートを探ることができないので、自分の用事のある範囲で行動の工夫をし、多くの学生が通る時間帯は危険も多くなるので避けるなど、事情は様々です。

障害学生支援室が平成22年4月に設置された翌年から、啓発を目的に「バリアフリーマップ」作成のため、ボランティア調査員を募集し、キャンパス調査を毎年続けてきました。障がいの状況によって同じ場所であっても必要なニーズが違ってきますし、こちらから聞き取りをしていかなければ、分からないことも多くあります。

「この柵（図-1）、車椅子で通れる柵（図-2）になると、便利じゃない？」「ここが通れるようになると、学生が一度に移動する時間帯は、一緒に通らなくて良いから安心です」ということになります。

また「この通路は、どうして利用しないの？」と聞くと、「通れるようにしてもらいたいという以前に、この通路の存在を全く知らなかった」という会話になります。その学生に話を聞いていく

と、いつも通る決まった道、歩道、通路しか利用しないことが分かるのです。

「キャンパスですが、知らない通路に行くのは、僕にとってはサバイバル」と言われ、引き返せなくなる状況も想定して、キャンパスで過ごしていることや便利な通路の存在を伝えること、「どうしてここを通るのか？」と問いかけ、本当に遠回りであっても、不便な行き方で移動をしていることを知らされるのです。

今年度は「UD ワーキンググループ」で、障がいのある学生からの聞き取りをするため、キャンパスを一緒に回りました。その中で、「自動ドアの下部分（図-3）の段差3cmがバリアになり、入ることができない」、「自分でキャンパスの移動ルートを探す大変さ」、「点字ブロックの必要性はわかるけど、自分にとっては段差になっている」、「扉を開けることができない時、助けてくれると嬉しい」、「車や自転車を止める時に、スロープ近くや歩道に入る場所など、いろいろな学生が使うことを考えて欲しい」、「建物の改修をするだけではなく、バリアが減るための啓発をして欲しい」ということなどを、伝えることができました。ワーキンググループ委員の方々も実際にキャンパスを歩くことで、どんなところがバリアになっているかなどを、知ることができたと思います。

障がいのある学生の困り感は、個々で違ってきます。個々に合わせて全てを解消することだけではなく、大学で多くの時間を過ごしている学生や教職員、障がいのある学生の声も聞きながら、誰にとっても過ごしやすいキャンパス作りという視

点で対応をしていく必要があります。その対応を進めていく時、この「キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドライン」が指針になることを願っています。そして建物などのバリアを解消するだけでなく、キャンパスで過ごす様々な人々が、障がいのある学生も同じキャンパスで生活をしていることが広まることで、誰にとっても過ごしやすいキャンパスに近づいていけると考えています。



図-1 車いすで通れない柵



図-2 車いすで通れる柵



図-3 入口段差 3cm

三者三様のUD

施設管理部 加藤麻記子

これまでUDに係る業務にいくつか携わってきました。その一つとして、建築物等の申請にかかわる業務があります。

本学は愛知県の「人にやさしい街づくり条例」において、国みなしとなり届出の義務は発生しないものの、条例の遵守は義務となっています。法令は遵守するのが当たり前ですがとして、直近の物件において設計や施工段階で何をどこまで対応すべきか、各担当者によって、その考え方が異なり、大学として考え方を統一しようという意見があり、今回のガイドラインの策定につながったのだと思います。

平成25年度に整備された減災館では施工/監理を担当し、施工中にUD対応として何をどこまで対応するか、また、その仕様について、ユーザーの先生方の意見を伺いながら、施工業者の皆さんや先生、担当で議論をしていました。トイレについては、施工業者さんの協力を得ながら実物大モデルを作り、実際に座ってみながら、手すりやペーパーホルダーの位置を調整するなどし、誰もが使いやすいトイレとなるよう議論を行いました。点字ブロック一つにおいても、単純に建物内部に誘導するのではなく、縦門の内部の配置等を考慮し、事務室につながるインターホンまで誘導するよう設置しました。減災館の施工監理やUDのワーキンググループを通じ学んだことは、使用者や建物の位置づけによって、ただ一様に対応すればいいというものではないのだ、良かれと思ったことがかえって不自由さを生んでしまうこともあるのだということです。私にとって減災館

の施工/監理は、UDについてはもちろんのことですが、実物大モデルを作ろう！と言って実際に作ってしまった先輩方の「いいものを作ろう」という姿勢と行動力は、とても勉強になるもので、本当にいい経験となりました。

今回のガイドラインでは、各施設においておかれる状況が違う中、一様にできるものは一定の規準に従って対応していきながら、そうではないものは置かれた状況に応じ、どこまでどのように対応するか、基本的な考え方の意思統一を図りながら柔軟に対応していくためのものであり、自分を含め施設担当者にとって、UDへの強い意識づけにつながるものとなることを期待しています。



図-1 減災館 点字ブロック敷設状況



図-2 インターホンまで点字ブロックで誘導している



図-3 減災館 トイレブース

4.1 将来に向けた課題

大学キャンパスと一括りにいっても、部局レベルの視点で見ると財源を確保することが難しい文系部局と、逆に財源が潤沢な理系部局とで整備の度合いが異なる現実がある。しかし、スーパーグローバルに向けた全体としての整備を底上げしていくべきである。

本ガイドラインでは、外国人留学生、障がいのある学生・教職員、地域住民など、本学のステークホルダーが多様化する中で、キャンパス UD を推し進めるために、まず目標と基本原則、計画・設計のプロセスを示した。そして、施設面、運用面に大きく二つに分けて、現状と課題を抽出し、それを受けて整備指針・計画を示した。具体的には、障がい者、外国人留学生、女性教員に配慮した整備ポイント、駐車場・駐輪場計画、整備の優先順位、整備・管理主体の明記、利用者の参画の仕組み、財源の確保と中長期保全計画との関係、PDCA のフィードバックなどの本ガイドラインで取り上げた事項は広範な領域にわたる。他大学の事例調査を通してわかったことだが、バリアフリー対策を実施している大学は多いが、UD として多様な視点を一つに統合しながら、施設整備を行っている大学は本学が初めてらしいということである。

最も重要なことは、本ガイドラインを作成することではなく、本ガイドラインに基づき、今後、着実に施設整備を進めることである。

キャンパスサインの在り方や大学におけるサイン計画の可能性

施設管理部 加藤麻記子

本学では、平成 25 年 3 月に「名古屋大学キャンパス・サインマニュアル 2012」を策定し、多様な来訪者・利用者を受け入れるため、明確で分かり易いもので統一化を図ることを目的とし、サインのルールを定めました。現在、運用開始からまもなく 2 年が経とうとしており、PDCA で言う C(check) の時期にきています。特に、東山キャンパスの全学案内板においては、一律にキャンパス全体を表示しており、情報量が多いことや設置方法により、障がい者や高齢者のみならず健常者にとっても未だ見にくいものとなっているように感じます。現在、全学案内板の更新を予定しており、このワーキンググループの意見を参考にしながら運用方法も考慮した見直しを行い、少しでも見やすい案内板となるよう、サインに関して先生方と検討しているところです。新たに掲載することを決めている QR コードについては、4 月の新入学生が増える時期に備え既存の案内板に試行的に貼付けており（図 -1, 図 -2）、この試行段階で寄せられた意見を、今後の全学案内板更新に反映し、より良い案内板となればと思っています。

このワーキンググループで新たにわかったことは、英語表記の建物名称を載せても必ずしも外国人留学生にとってプラスになっておらず、よっぽど「ふりがな」を書いてくれた方がいいということでした。日本人学生や職員自体が英語名の建物名称を知らないのに外国人留学生に聞かれても案内できません。自分がもし聞かれたら、と考えてみると納得しました。極論ですが、英語表記の建物名称を載せるというのは「グローバル化に対応

した」という自己満足でしかありえなかったということです。UD の議論の一つに「どこまで対応するか、誰に対してのバリアフリーか」ということがありました。健常者も障がい者も外国人留学生も共通的に対応しなければならない最低ライン（もちろん、その中で最大限の創意工夫はするのですが）で対応し、それ以外は譲り合いや運用でカバーする、まさに「ふりがな」というのはそれなのではと思います。

また、ルート案内やスマートフォンをかざすとその建物の特徴やイベント情報が得られるなどのアプリケーションの開発等、大学という利点を活かしたサインの計画をしていくことで、情報のバリアフリー化が進んだキャンパスとなり、一方で教員や学生にとっては、UD はもちろん行動観察や都市計画など、キャンパスを使った研究ができる、教職協働でみんなが嬉しい、こんなことが実現できたらと考えるとわくわくします。本学なら「教員・職員の壁」を乗り越え、素晴らしいサイン計画が実現できると思います。大学という利点を生かし、これからもさらにグローバルで地域に開かれた大学を目指したいと考えています。



図-1 総合案内所前全学案内板（遠景）



図-2 総合案内所前全学案内板（拡大）

デンマークにおける非バリアフリーな環境と気配り

施設・環境計画推進室 脇坂圭一

ノーマライゼーション発祥の地であるデンマークで過ごした 2005 - 2006 年を振り返ってみると、留学先のオフィス建築大学やオフィスの街中では、石畳のペイブメントや入口の段差などバリアフリーとは言い難い環境であったように思います。しかし、例えば車いすに乗った人がバスを降りる際に周りの乗客が実に自然に手助けする光景を目の当たりにしたとき、ハードでなくソフトを重んじる国民性が宿っているのだなと感じました。さらにヨーロッパの辺境にある貧しい農業国であったにもかかわらず、第二次大戦後、機能性と意匠性を兼ね備えたデンマーク・デザインとして黄金期を迎えたこの国では、美に対する評価眼が極めて高く、日本で見られる黄色の点字ブロックが建物の入口に向かって列を成す光景は奇妙な光景に違いありません。

図-1 はオフィス建築大の敷地中央を通る街路（東山キャンパスを貫通する四谷通りと同じような構成）ですが、建物側から、歩道（しかし石畳でガタガタ）、同じく歩行者用の動線ですが中央にピンコロ石のペイブメントが設置されており、視覚障がい者に配慮した歩道、50mm 程度レベルを下げた自転車道、植栽帯、自動車道という構成となっています。安全性と機能性と美しさを兼ね備えた優れたデザインとして学ぶべきところは多いのではないのでしょうか。デンマーク・デザインの特徴としてあげられる機能的伝統は、実は日本のデザイン的特徴としてあげられる簡素さとそれによる美しさの点で共通点があります。しかし、現況の日本では法整備とそれによる画一的な施設

整備として、スロープや手摺を付加的な要素として取り付けただけの建物が多いように思います。創造的行為を誘発すべき大学キャンパスにおいて、機能と美しさによる調和のとれたデザインによる環境整備を進める必要があります。



図-1 デンマーク街並み風景



おわりに

今後のキャンパス整備に向けて

名古屋大学では、今後の施設整備の方向性を示したキャンパスマスタープランにおいて、教育の機会均等を実現し、大学の知的資産を最大限に活用するためにUDの概念に基づいたキャンパス整備が必要であるとして、平成24年に「名古屋大学キャンパス・サインマニュアル2012」を発刊し、障がい者に配慮した設置高さ、弱視・色弱の方にも見やすい色彩等、だれに対しても利用を可能とするサインの指針を示し、UDを推進してきました。

この度、発刊する「名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドライン2015」は、こうした取り組みの延長に位置付けられ、今後のキャンパス整備にあたって、計画・設計・施工・管理の各段階でUDの視点から見直しを図る

とともに、利用者が設計内容を確認し、完成後も検証することにより、のちの整備計画にフィードバックすることができ、単に指針を示すだけではなく、計画を確実に実現するためのFM（Facility Management）手法としても本ガイドラインを活用することとしています。

キャンパスは公共空間の一部であり、都市環境を支える役目も担っています。

国立大学を取り巻く環境が厳しくなる中、名古屋大学では、全国の大学にさきがけてUDを取り入れて、全ての人にやさしく、愛されるキャンパスを目指し、さらには地域と共生するUDの実現に向けてキャンパス整備を推進していきます。

施設管理部長 小松幸雄

名古屋大学では、グローバル化に伴う外国人留学生数の増加や男女共同参画、障害者差別解消法施行などに対応するため、管理者と利用者の両方の視点から課題を抽出し、部位別の標準仕様や配慮事項などの施設整備指針と改善の優先順位などといったマネジメント指針として、この度「名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドライン2015」を発刊します。

キャンパスマスタープラン2010は、土地利用

計画や施設の再配置、集約などの構想をまとめたものですが、その中でUDの視点は必ずしも十分ではありませんでした。そこで、各分野の専門的な知見からUDの整備・運用について検討を進め、障がいのある学生や外国人留学生、外国人教員らとのワークショップ、専門家を迎えたシンポジウムを開催し、幅広い視点を取りまとめてきました。今後、中長期的に進める施設の再整備に合わせて、全学的な視点でUDの実現を図っていきます。

施設・環境計画推進室長 奥宮正哉

UD に関する改善策を参考とするため、他大学の現状や課題を調査しました。調査対象大学は 4 大学で、うち、お茶の水女子大学、大阪大学、九州大学の 3 大学の取り組みについて紹介します。

お茶の水女子大学

建築計画	現況	女性教職員の割合が約 47%と非常に高い。また、キャンパス内の敷地高低差は 6mある。特にバリアフリーの整備計画は作成していない。
	対策	バリアフリーマップを作成しており、女性の働きやすい職場環境実現に積極的に取り組んでいる。
	特筆事項	研究教育機関向けの女性が働きやすい雇用環境を構築するためのチェックシートとして、「お茶大インデックス」を作成している。
障がい支援	現況	【バリアフリーの優先順位等】 キャンパスマスタープランの大規模改修計画や老朽度により、優先順位を判断している。 【多目的トイレの仕様等】 新築の建物には、フルスペックで設計しているが、現在、改修が多く、現状のスペースにあった設計としている。多目的トイレにはオストメイトを優先して設計している。（後から取付が困難なものは先に取り付ける方針としており、優先順位は、①オストメイト、②おむつかえシート、③ベビーシートとなっている。） 【点字の整備方針】 基本的に門から建物まで整備している。 【障がい学生支援組織】 「障害学生支援室」の設置に向けて、平成 26 年度に障害学生支援室設置準備委員会を立ち上げた。構成は、担当理事、総務、施設、教務、学生支援、入試、保健管理センター等の関係教職員としている。
	対策	-
	特筆事項	-
男女共同参画		【女性休養室等の設置状況】 ベビールームを学内に 1ヶ所設置している。利用者のニーズを確認し、そこで調乳できるように給湯設備等（電気温水器、電気調理器）を設置した。 女性休養室は、ニーズはあるが現在は 1ヶ所のみであり、現状ではロッカールームやラウンジ等を利用している。
	対策	-
	特筆事項	大学の生い立ち等により、他大学よりも男女共同参画に対する職員の意識が高く、女性教職員・学生を支援するため以下の取り組みを展開している。 ・学内保育所の設置 ・教職員・大学院生・来学者のための授乳室等を設置 ・女性が働きやすい雇用環境であるかを評価するための「お茶大インデックス」を作成し、環境の改善・向上を図る。 ・毎週木曜日を「9 時 -5 時勤務体制」としている。 ・研究補助者の配置、メンター制度の充実
交通計画	現況	自転車は登録制とし、自動車による通勤は禁止のため特に問題とはなっていない。
	対策	-
	特筆事項	-

大阪大学

建築計画	現況	バリアフリーとサインのフレームワークプランを作成しており、高齢者、子ども、障がい者、外国人を含めた多様な人々にとって、安心して移動や利用のできるキャンパス整備を達成するための指針がある。
	対策	大阪府の福祉のまちづくり条例に基づいて UD 整備を行っている。
	特筆事項	年に 1 ないし 2 人の弱視等の障がいのある学生がいるため、ニーズに応じた対応を重視している。また、フレームワークプランの改善計画は全学的な学内経費で工事を行っている。 2010 年にバリアフリーとサインのフレームワークプランを策定した。建物設計時にはデザイン会議を実施し、バリアフリーに配慮した計画としている。
障がい支援	現況	2010 年に設置された学生支援ステーションをもとに、2013 年 6 月にキャンパスライフ支援センターが設置された。センターには、障がいや慢性疾患を有する学生への修学支援などを行う障害学生支援ユニット（2010 年時点では障害学生支援室）、学生生活上の悩みや問題の相談にのる学生生活支援ユニット、また進路や就職に関する相談に関する対応を行うキャリア支援ユニットの 3 つのユニットがある。
	対策	学内施設の改善計画を作成する際に想定している利用者は、身体障がい者だけでなく、子供や高齢者、そして外国人など言語的バリアを抱える人々も想定している。その方針は基本的に大阪市の都市計画に準じており、学内施設のスロープの角度や、建物の大きさに応じた多目的トイレやオストメイトの設置がなされている。障がい学生から施設改善の要求がでた場合は、キャンパスデザイン室、当該学生、障害学生支援室、施工業者を交えて話し合い、その上で施設改善を行っている。場所によっては、管理担当部局も交えた話し合いをしているが、部局の独自工事（特に建物内部）も存在し、現状では完全な把握はできていない。なお、公共空間の点字ブロック設置は、約 50%が完了している。
	特筆事項	2016 年 4 月に施行する「障害者差別解消法」により、国立大学法人においても障がい者の取り巻かれる社会的障壁の除去、およびそれに伴う合理的配慮の提供が法的義務となる。この法律施行に向け、キャンパスライフ支援センターが中心となり、学内 FD・SD による啓発活動、障がい学生はもちろん、全学生が充実した大学生活を送るための包括的支援を、部局や保健センター等と連携しながら進めている。 障がいのある学生の修学支援は、障がいの種類やその程度によって個別対応が必要となる。各部局と障害学生支援ユニットが窓口となり、連携と支援計画の見直しを適宜行いながら対応している。
男女共同参画	現況	授乳室や女性休養室の設置状況は、多様な人材活用推進支援室が各部局の設置現状を把握している。
	対策	-
	特筆事項	-

九州大学

建築計画	現況	丘陵地である伊都キャンパスにおいて無段差で水平移動できる UD レベルを設定し、誰もが利用しやすい整備を行っている。
	対策	福岡市の福祉のまちづくり条例に基づいて UD 整備を行っている。
	特筆事項	トイレ改修は優先順位を高くしており、条例に関係なく多目的トイレにはオストメイト、荷物置き台、フィッティングボードを設置している。
男女共同参画	現況	体調不良時の一時休養や授乳、搾乳のために利用できる休養室について、伊都地区における整備方針を作成して総長あてに要望書を提出した。 伊都地区整備の設置に関する方針を作成する際、授乳室や女性休養室の整備計画を総長あてに要望書を添えて新キャンパス計画推進室に提出した。
	対策	上記の方針には、休養室の設置方針、設置場所、設備等の基準が示されており、具体的に整備が進められている。
	特筆事項	-

本文において、UD ワーキンググループが主体となり現状課題を洗い出し改善策を検討し、その内容を取り纏めてきました。以下については、UD ワーキンググループで取り上げられた UD に関する参考資料を紹介します。

- ・田中直人『建築・都市の UD その考え方と実践手法』彰国社，2012
- ・谷口元，磯部友彦，森崎康亘，原利明編著，中部国際空港株式会社監修
『中部国際空港の UD ～プロセスからデザインの検証まで』鹿島出版会，2007
- ・United Nations. 『Convention on the Rights of Persons with Disabilities』United Nations, New York. 2006
- ・難病情報センター『特定疾患治療研究事業対象疾患一覧表（56 疾患）』，2014 (<http://www.nanbyou.or.jp/entry/513>)
- ・日本学生支援機構『平成 26 年度（2014 年度）大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』，2014
- ・全日本印刷工業組合連合会メディア・ユニバーサルデザイン推進プロジェクト『メディア・ユニバーサルデザインガイドライン』全日本印刷工業組合連合会，2009
- ・山岸俊男『社会的ジレンマのしくみ「自分 1 人ぐらいの心理」の招くもの（セレクション社会心理学）』サイエンス社，1990
- ・トヨタグループ UD 研究会『トヨタ自動車サービス&サポートセンター UD への取り組み』トヨタグループ，2009
- ・徳田克己・水野知美『点字ブロック 日本発視覚障害者が世界を安全に歩くために』福村出版，2011
- ・D.A. ノーマン『誰のためのデザイン？～認知科学者のデザイン原論～』新曜社認知科学選書，1990

SCHEDULE

第1回 平成26年6月11日(水)	スケジュールの確認
-	ユニバーサルデザインの基本計画書の内容
-	これまでの取り組み
-	課題改善に向けて
第2回 平成26年6月25日(水)	課題改善の検討
-	必要データの検討
-	先進事例の収集内容の検討
第3回 平成26年7月16日(水)	先進事例収集先の確定
-	先進事例収集の日程調整
-	必要データの収集
○平成26年9月24日(水)～26日(金)	他大学の事例調査
-	(東京大学・お茶の水女子大学・大阪大学・九州大学)
第4・5回 平成26年10月16日(水)	目次案(大・中項目)
-	先進事例収集の報告
-	必要データの整理
○平成26年11月12日(火)～13日(水)	第5回国際ユニバーサルデザイン会議2014 in 福島 & 東京
-	出席・セッション聴講
第6回 平成26年11月26日(水)	追加項目の検討と修正の有無
-	障がいのある学生・外国人留学生との意見交換会の報告
○平成26年12月4日(木)	第14回大学施設マネジメント研究会
-	(大学キャンパスにおけるユニバーサルデザイン)
第7回 平成26年12月17日(水)	(原稿)の確認
第8回 平成27年1月28日(水)	(原稿)の確認
-	UDワークショップ(2/12)の実施案
○平成27年2月12日(木)	UDワークショップ
第9回 平成27年2月18日(水)	UDガイドライン(案)の確認
第10回 平成27年3月18日(水)	(UDガイドライン校正案)の確認
○平成27年3月20日(金)	施設計画・マネジメント委員会
○平成27年3月16日(月)	役員懇談会
○平成27年4月6日(月)～5月7日	意見募集

平成 26 年度 ユニバーサルデザイン・ワーキンググループ メンバー

- 脇坂 圭一 施設・環境計画推進室 准教授
- 太幡 英亮 工学部施設整備推進室 助教
- 榊原 千鶴 男女共同参画室 准教授
- 丹下 稔浩 職員課 専門員（男女共同参画）
- 瀬戸 今日子 障害者学生支援室 コーディネーター
- 佐藤 剛介 障害者学生支援室 特任講師
- 伊藤 誠 財務課 課長補佐
- 都筑 照 学生支援課 課長補佐
- 松井 宏文 施設企画課 課長補佐
- 加藤 麻記子 施設企画課 計画推進掛主任
- 青木 浩史 施設整備課 課長
- 太田 剛 施設整備課 課長補佐
- 新美 雅則 施設整備課 課長補佐
- 辻本 慶太 施設整備課 施設計画掛長
- 上野 喜昭 施設整備課 第一建築掛主任
- 藤丸 隆志 施設整備課 機械整備掛長
- 杉下 雅敏 施設整備課
- 白髭 民夫 施設管理課 課長補佐
- 牛江 智志 施設管理課 保全計画掛長
- 佐藤 哲郎 環境安全支援課 専門職員（交通担当）

○：主査

名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドライン 2015

発行 | 国立大学法人 名古屋大学
企画・編集 | 施設・環境計画推進室，工学部施設整備推進室，障害者学生支援室，男女共同参画室
国際教育交流センター，総務部職員課，財務部財務課，教育推進部学生支援課，施設管理部
編集統括・表紙デザイン | 脇坂圭一
発行日 | 2015 年 7 月（初版第 1 刷）



Publisher:
Nagoya University

Editor:
Campus Planning & Environment Management Office
Graduate School of Engineering
Office for Students with Disabilities
Office for Gender Equality
International Education & Exchange
General Affairs Department
Financial Affairs Department
Education and International Affairs Department
Facilities Control Department